板橋区版ＡＩＰの構築に向けた
取組に関する検討報告書

平成 28 年２月

板 橋 区

目　次

第１章　地域包括ケアをめぐる背景・・・・・・・・・・・１ページ
１　超高齢社会の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
２　超高齢社会の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
３　介護保険制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
４　地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・１ページ
５　国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
６　東京都の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
７　板橋区の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
８　板橋区の高齢者人口の推移と推計・・・・・・・・・・・５ページ
９　日常生活圏域別にみる板橋区の現状・・・・・・・・・７ページ

第２章　板橋区版ＡＩＰ構築に向けた取組・・・・・・10 ページ
１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 ページ
２　位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 ページ
３　期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 ページ
４　地域ケア政策調整会議の設置・・・・・・・・・・・・・13 ページ
５　社会福祉協議会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・14 ページ

第３章　重点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 ページ
１　新しい総合事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 ページ
２　医療・介護連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 ページ
３　認知症施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30 ページ
４　住まいと住まい方・・・・・・・・・・・・・・・・・・35 ページ
５　基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42 ページ
６　シニア活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46 ページ

第４章　推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・49 ページ
１　取組の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49 ページ
２　取組の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50 ページ

第５章　区民に対する普及・啓発・・・・・・・・・・・52 ページ
１　取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52 ページ
２　めざすすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52 ページ
３　主な取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53 ページ
４　取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53 ページ

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55 ページ
１　日常生活圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55 ページ
２　重点事業の予算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・58 ページ
３　地域ケア政策調整会議検討経過・・・・・・・・・・・60 ページ

１　超高齢社会の到来

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。高齢化率は 26%*[1] となっており、４人に１人が高齢者という時代を迎えています。

高齢者人口は今後、「団塊の世代*[2]」が 75 歳以上となる平成 37（2025）年には 3,657 万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、平成 54（2042）年に 3,878 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

２　超高齢社会の課題

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会において、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の孤立や認知症高齢者の増加、介護家族の負担増や医療・介護業種の人材不足などの多くの問題に社会全体でどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっています。

３　介護保険制度

平成 12 年に施行された介護保険制度は、それまでの措置制度のもとで一部の高齢者を対象に提供されてきた介護サービスを、介護を必要とする高齢者等に普遍的に提供される仕組みとして構築されたものです。介護保険制度は、平成 12 年４月のスタート以来、在宅サービスを中心としたサービス利用が浸透するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

４　地域包括ケアシステムの構築

しかし､高齢者の生活を支えるために必要となるケアは介護のみではなく、医療・看護・生活支援などの多様なケアが適切に提供されることが求められます。そのためには介護保険制度のみではなく、多様なケアを提供するための仕組みを､社会･地域の特性に応じて､構築していくことが求められます。

このような課題に対して、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みとして、「地域包括ケアシステム*[3]」が提唱されました。

*[1] 総務省「人口推計」平成 26 年 10 月 1 日現在の数値。
*[2] 団塊の世代：昭和 22 年～24 年の第一次ベビーブーム期に出生した世代。
*[3] 地域包括ケアシステム：「地域包括ケア」という概念は、広島県御調町（現在は尾道市に合併）の公立みつぎ総合病院の山口昇医師が、昭和50年代に医療福祉の連携について述べたことが始まり。その後、平成15年に公表された厚生労働省老健局の高齢者介護研究会による「2015年の高齢者介護」と題する報告で、再定義が行われ、平成17年の介護保険改革における「地域包括支援センター」創設にあたって目標として達成すべき政策概念として用いられるようになった。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】

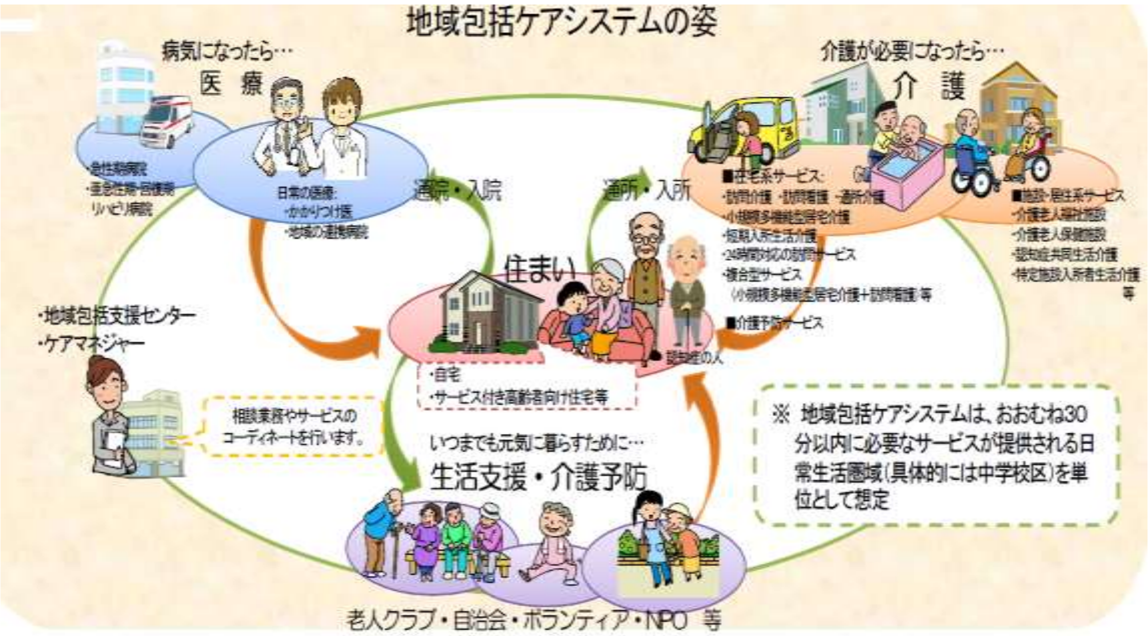

出典：厚生労働省

５　国の動向

国では、このような超高齢社会に対して、平成 26 年６月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）を成立させ、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公正化を図るべく、以下のような介護保険制度の改正を行っています。

①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化
②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
③低所得者の保険料軽減を拡充
④一定以上の所得のある利用者の自己負担を２割へ引上げ
⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

また、平成 27 年９月には、安倍晋三首相が『新３本の矢』という名の新政策を掲げ、第３の矢「安心につながる社会保障」の中で、介護離職ゼロや生涯現役社会を目指す方針が発表されました。

＜第１の矢＞　　希望を生み出す強い経済

＜第２の矢＞　　夢をつむぐ子育て支援

＜第３の矢＞　　**安心につながる社会保障**
「介護離職ゼロ」を目指して、介護施設の整備や介護人材の育成を進め、在宅介護の負担を軽減する。仕事と介護が両立できる社会づくりと、意欲ある高齢者が活躍できる「生涯現役社会」構築を目指す。

６　東京都の動向

東京都では、平成 27 年度から「福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議」を開催し、地域包括ケアシステム確立に向けた具体策の検討を行っており、平成 27 年度中に報告書が公表される予定です。

７　板橋区の動き

板橋区には、国や東京都の動向や方針を踏まえつつ、板橋区全体の地域特性と各日常生活圏域別の地域特性を把握し、それぞれの圏域に応じた地域包括ケアシステムの確立が求められています。

すでに、板橋区の各地域では、地域包括ケアシステムの確立に向けた動きが始まっています。

板橋区医師会では、区全体の多職種が一堂に会し、多職種連携の課題検討等を行う「在宅療養ネットワーク懇話会」の開催や、クラウド*4型ＩＴネットワークシステムを活用した情報共有など、先進的な取組が行われています。

さらに、平成28年度には、板橋区医師会・ＵＲ都市機構・板橋区の三者の協力により、現在、高島平一丁目にある「板橋区医師会在宅医療センター」*5が、高齢者人口規模の大きいＵＲ高島平二丁目団地内へ、移転する予定です。これにより、医療・介護サービスを組み合わせた地域包括ケアの拠点モデルとしての活動を開始します。

*4 クラウド：従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じて利用する方式。IT 業界ではシステム構成図でネットワークの向こう側を雲（cloud：クラウド）のマークで表す慣習があることから、このように呼ばれる。
*5 板橋区医師会在宅医療センター：療養相談室、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、在宅ケアセンターが一体となったもの。

また、高島平地域では、平成24年度に「高島平団地高齢者地域包括ケア施策ビジョン」を策定し、高島平地域包括支援センターに地域住民と関係機関とのネットワークを構築する「地域コーディネーター」を配置し、団地住民や民生委員などと懇談会を継続開催するなど、地域と協働してビジョンに掲げたプランの具体化を進めています。

さらに、平成26年には高島平団地にサービス付き高齢者向け住宅「ゆいま～る高島平」がオープンしました。ゆいま～る高島平の最大の特徴は、ＵＲ都市機構の高島平団地の26街区２号棟にある既存住宅のストックを株式会社コミュニティネットが借り受けて居室をバリアフリー改修し、サービス付き高齢者向け住宅に登録するというＵＲ賃貸住宅団地でも初めての試みです。

平成27年10月には、「高島平地域グランドデザイン」を策定し、「にぎわい」「ウェルフェア（健康福祉）」「スマートエネルギー」「防災」の４つのテーマに沿って都市づくりを展開し、「多くの人を惹きつけ、時を過ごし、住みたい、働きたいまち」と「暮らし続けたいまち」への転換・強化を図っています。板橋区版ＡＩＰの構築はウェルフェアの中に位置付けられており、連携した取組を推進しています。

その他にも、高島平地域の方々による「コミュニティスペース」の運営や「いたばしコミュニティスペースフォーラム」の開催などの活動が積極的に行われています。

すでに、同様の活動が区内各地域で行われており、板橋区には地域包括ケアシステム構築の土台づくりが始まっています。これらを板橋区が主体となって有機的に結び付けることにより、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

８　板橋区の高齢者人口の推移と推計

⑴　板橋区の人口及び高齢化の推移と推計

平成 27 年 10 月 1 日現在、板橋区の総人口は、549，571 人となっており、平成 32 年にピークを迎えて減少に転じ、平成 37 年の人口は 553,795 人と推計されます。

高齢者人口は 124，936 人で、高齢化率は 22.7%となっています。平成 37 年には平成 17 年と比べて 5 万人以上増加し約 15 万人、高齢化率 27.3%となることが予想されています。

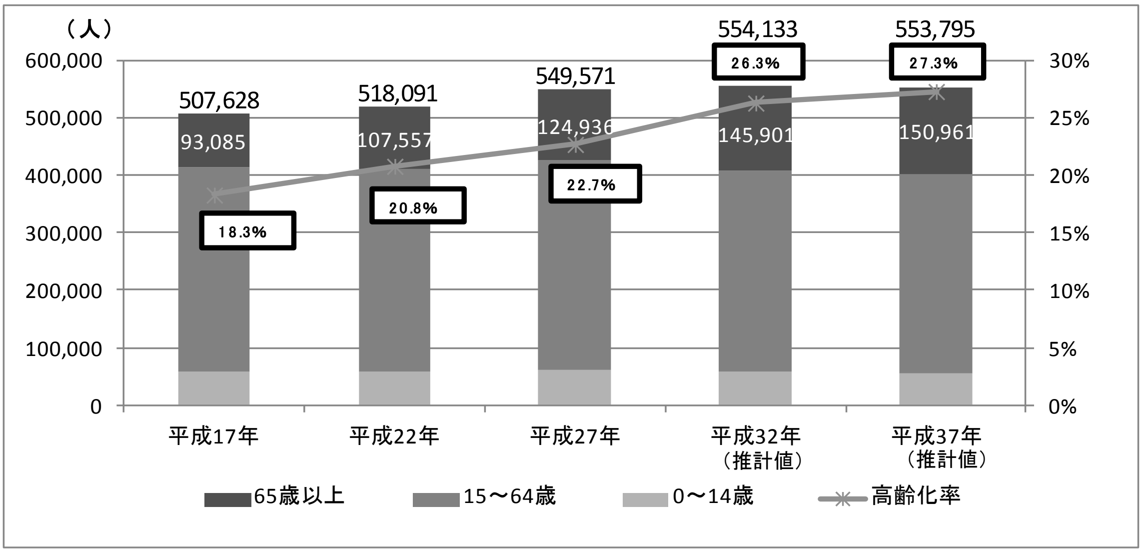

※平成 17 年～27 年は住民基本台帳（10 月 1 日現在）
※平成 32 年以降は板橋区人口ビジョン（区独自推計）による。

⑵　前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計

前期高齢者（65 歳～74 歳）及び後期高齢者（75 歳以上）人口の推移を見ると、後期高齢者人口は平成 37 年まで一貫して増加傾向にあり、平成 29 年頃には前期高齢者人口とほぼ同数となり、その後逆転するものと予測されています。

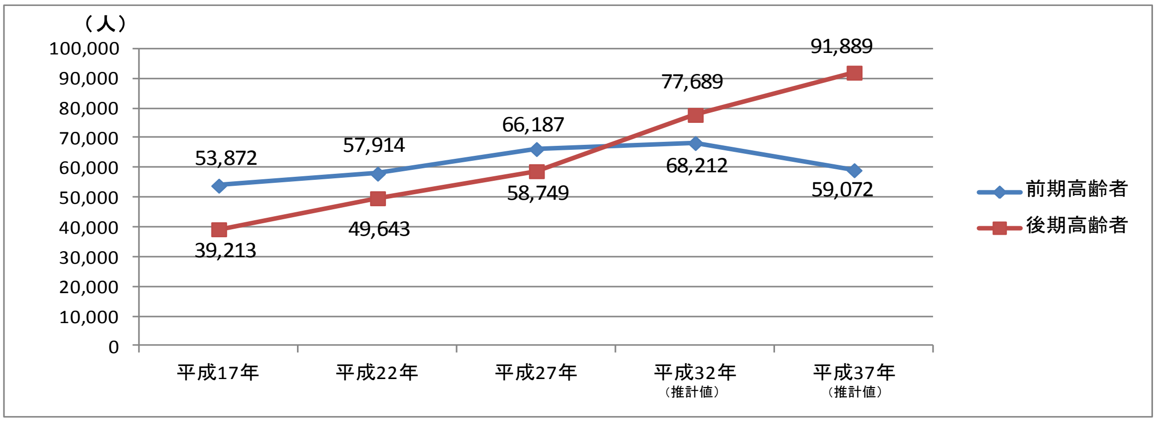

※平成 17 年～27 年は住民基本台帳（10 月 1 日現在）
※平成 32 年以降は板橋区人口ビジョン（区独自推計）による。

⑶　要介護・要支援認定者数の推移と推計

高齢者の増加とともに、要介護（要支援）認定者数も増加する見込みです。特に、要支援認定者は、要介護認定者と比較して著しく増加しています。

平成 37 年には 29，829 人になると予測されており、認定率は 23％と推測されます。

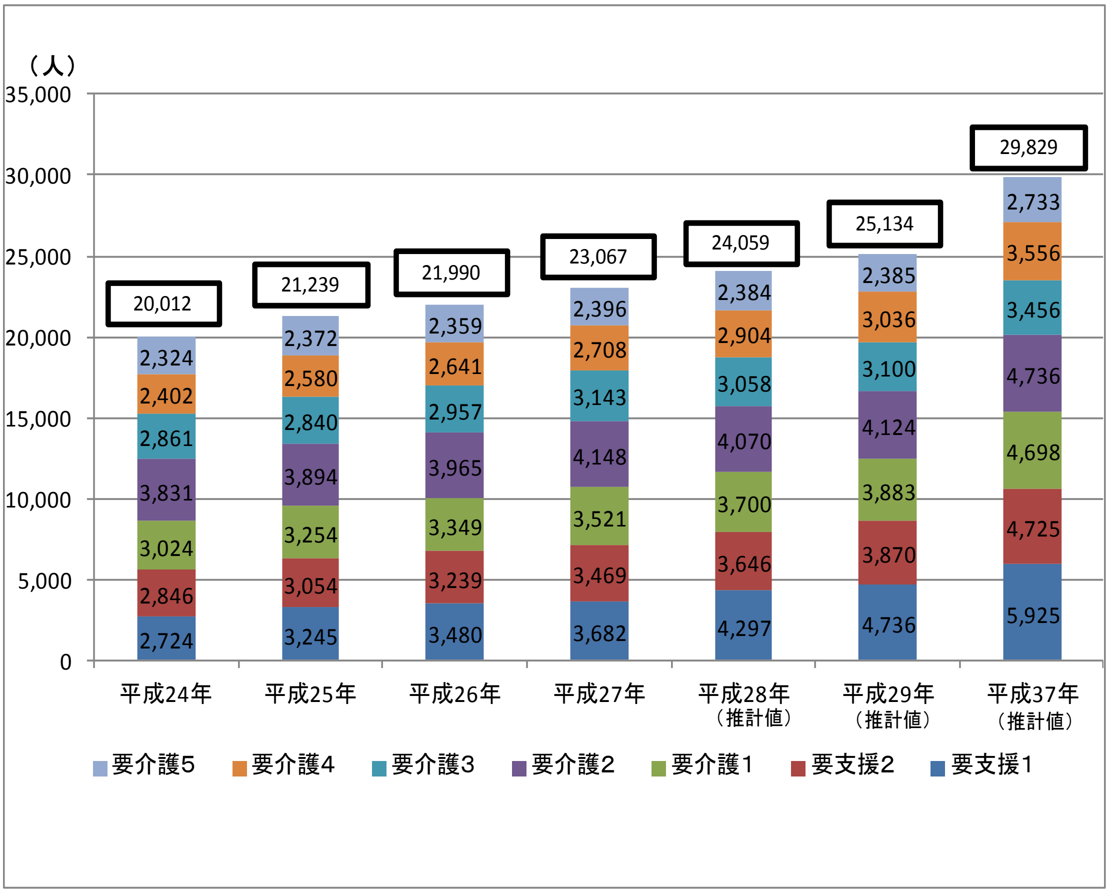

※平成 28 年以降は推計値（各年 10 月 1 日現在）　資料：第６期板橋区介護保険事業計画（一部修正）

９　日常生活圏域別にみる板橋区の現状

⑴　日常生活圏域別にみる高齢者・認定者数の現状

日常生活圏域別（おとしより相談センター別）の高齢者数、認定者数をみると、高齢者数では高島平圏域が 10，900 人で最も多く、認定者数では坂下圏域が 1，799 人で最も多くなっています。高齢者数に対する認定者の割合（認定率）の最も高いのは常盤台圏域で、20.9％となっています。なお、高島平圏域での認定率は 13.0％と区内で最も低くなっています。

（単位：人）

	高齢者数				認定者数	認定率(%)
	65～74 歳	75～84 歳	85 歳～	合計	65 歳以上	65 歳以上
加　賀	4,408	2,523	1,117	8,048	1,420	17.6%
東板橋	4,016	2,403	1,098	7,517	1,424	18.9%
小茂根	4,120	2,911	1,238	8,269	1,504	18.2%
常盤台	3,225	2,095	1,004	6,324	1,319	**20.9%**
仲　町	4,315	3,072	1,329	8,716	1,734	19.9%
上板橋	3,434	2,197	1,038	6,669	1,298	19.5%
若　木	3,638	2,493	1,003	7,134	1,251	17.5%
徳　丸	3,387	2,506	1,034	6,927	1,233	17.8%
四　葉	3,099	1,988	769	5,856	1,094	18.7%
成　増	3,580	2,243	965	6,788	1,229	18.1%
三　園	2,792	2,060	728	5,580	1,019	18.3%
志　村	4,622	2,788	1,209	8,619	1,471	17.1%
前　野	4,919	3,055	1,257	9,231	1,744	18.9%
坂　下	6,044	3,435	1,251	10,730	**1,799**	16.8%
舟　渡	4,210	2,681	769	7,660	1,296	16.9%
高島平	6,011	3,869	1,020	**10,900**	1,415	**13.0%**
合　計	65,820	42,319	16,829	124,968	22,250	17.8%

※高齢者数は、平成 27 年 10 月 1 日現在（税・医療システムから抽出している数値のため、住民基本台帳の数値とは異なります）
※認定者数は、平成 27 年 10 月 1 日現在（第 2 号被保険者・住所地特例・外国人を除く）

⑵ 日常生活圏域の見直し

現在、板橋区では、地域の基礎的単位として 16 の日常生活圏域を設定し、各圏域には地域における総合的マネジメントを行う地域包括支援センター（おとしより相談センター）を設置しています。

平成 28 年度からは、「いたばし№.1 実現プラン 2018」の重点政策に位置付けている拡充・機能強化を図るため、熊野・清水地域に地域包括支援センターを新設し、日常生活圏域も 18 圏域へと見直しを行います。

また、将来的には、大谷口地域に地域包括支援センターを新設し、19 圏域へと見直しを行う予定です。なお、大谷口地域への設置により、各地域センター担当区域内に１か所以上の地域包括支援センターの配置が実現します。※日常生活圏域の詳細については参考資料Ｐ55～57 を参照。

①18 圏域での高齢者人口

	高齢者数				認定者数	認定率(%)
	65～74 歳	75～84 歳	85 歳～	合計	65 歳以上	65 歳以上
加賀	3,344	1,923	886	6,153	1,124	18.3%
熊野	2,553	1,506	662	4,721	817	17.3%
東板橋	3,653	2,243	967	6,863	1,255	18.3%
小茂根	4,120	2,911	1,238	8,269	1,504	18.2%
常盤台	3,225	2,095	1,004	6,324	1,319	20.9%
仲町	3,189	2,326	1,029	6,544	1,382	21.1%
上板橋	3,434	2,197	1,038	6,669	1,298	19.5%
若木	4,880	3,423	1,375	9,678	1,703	17.6%
徳丸	3,735	2,561	1,003	7,299	1,309	17.9%
四葉	3,581	2,410	1,020	7,011	1,289	18.4%
成増	3,315	2,136	870	6,321	1,135	18.0%
三園	1,774	1,287	419	3,480	599	17.2%
志村	4,264	2,485	1,042	7,791	1,324	17.0%
清水	2,791	1,744	711	5,246	926	17.7%
前野	3,458	2,211	929	6,598	1,282	19.4%
坂下	5,072	2,838	1,035	8,945	1,482	16.6%
舟渡	4,210	2,681	769	7,660	1,296	16.9%
高島平	5,222	3,342	832	9,396	1,206	12.8%
合　計	65,820	42,319	16,829	124,968	22,250	17.8%

※高齢者数は、平成 27 年 10 月 1 日現在（税・医療システムから抽出している数値のため、住民基本台帳の数値とは異なります）
※認定者数は、平成 27 年 10 月 1 日現在（第 2 号被保険者・住所地特例・外国人を除く）

②19 圏域での高齢者人口

	高齢者数				認定者数	認定率(%)
	65～74 歳	75～84 歳	85 歳～	合計	65 歳以上	65 歳以上
加賀	3,344	1,923	886	6,153	1,124	18.3%
熊野	2,553	1,506	662	4,721	817	17.3%
東板橋	2,329	1,471	608	4,408	806	18.3%
大谷口	3,487	2,559	1,068	7,114	1,303	18.3%
小茂根	2,078	1,320	607	4,005	740	18.5%
富士見	2,594	1,636	746	4,976	1,009	20.3%
仲町	3,189	2,326	1,029	6,544	1,382	21.1%
上板橋	3,944	2,460	1,218	7,622	1,518	19.9%
若木	4,880	3,423	1,375	9,678	1,703	17.6%
徳丸	3,735	2,561	1,003	7,299	1,309	17.9%
四葉	3,581	2,410	1,020	7,011	1,289	18.4%
成増	3,315	2,136	870	6,321	1,135	18.8%
三園	1,774	1,287	419	3,480	599	17.2%
志村	4,264	2,485	1,042	7,791	1,324	17.0%
清水	2,791	1,744	711	5,246	926	17.7%
前野	3,458	2,211	929	6,598	1,282	19.4%
坂下	5,072	2,838	1,035	8,945	1,482	16.6%
舟渡	4,210	2,681	769	7,660	1,296	16.9%
高島平	5,222	3,342	832	9,396	1,206	12.8%
合　計	65,820	42,319	16,829	124,968	22,250	17.8%

※高齢者数は、平成 27 年 10 月 1 日現在（税・医療システムから抽出している数値のため、住民基本台帳の数値とは異なります）
※認定者数は、平成 27 年 10 月 1 日現在（第 2 号被保険者・住所地特例・外国人を除く）

１　基本方針

板橋区での地域包括ケアシステム構築のために、「新しい総合事業」「医療・介護連携」「認知症施策」「住まいと住まい方」「基盤整備」の５つの分野を重点事業として位置づけます。

さらに、「シニア活動支援」を加えた６つの分野を重点事業として、分野ごとに課題の整理・解決を行い、これらを有機的に結び付けることにより、特徴のある『板橋区版ＡＩＰの構築』を目指します。

また、地域の多様な担い手によるサービスを地域力としてとらえ、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターを連携拠点として、協働の輪を作り上げていきます。

※AIP(Aging in Place)･･･年を重ねて弱ってきても安心して住み慣れたまちに住み続けるという意味

出典：東京大学高齢社会総合研究機構「地域包括ケアのすすめ」

板橋区版ＡＩＰの構築に向けた重点事業の位置づけ

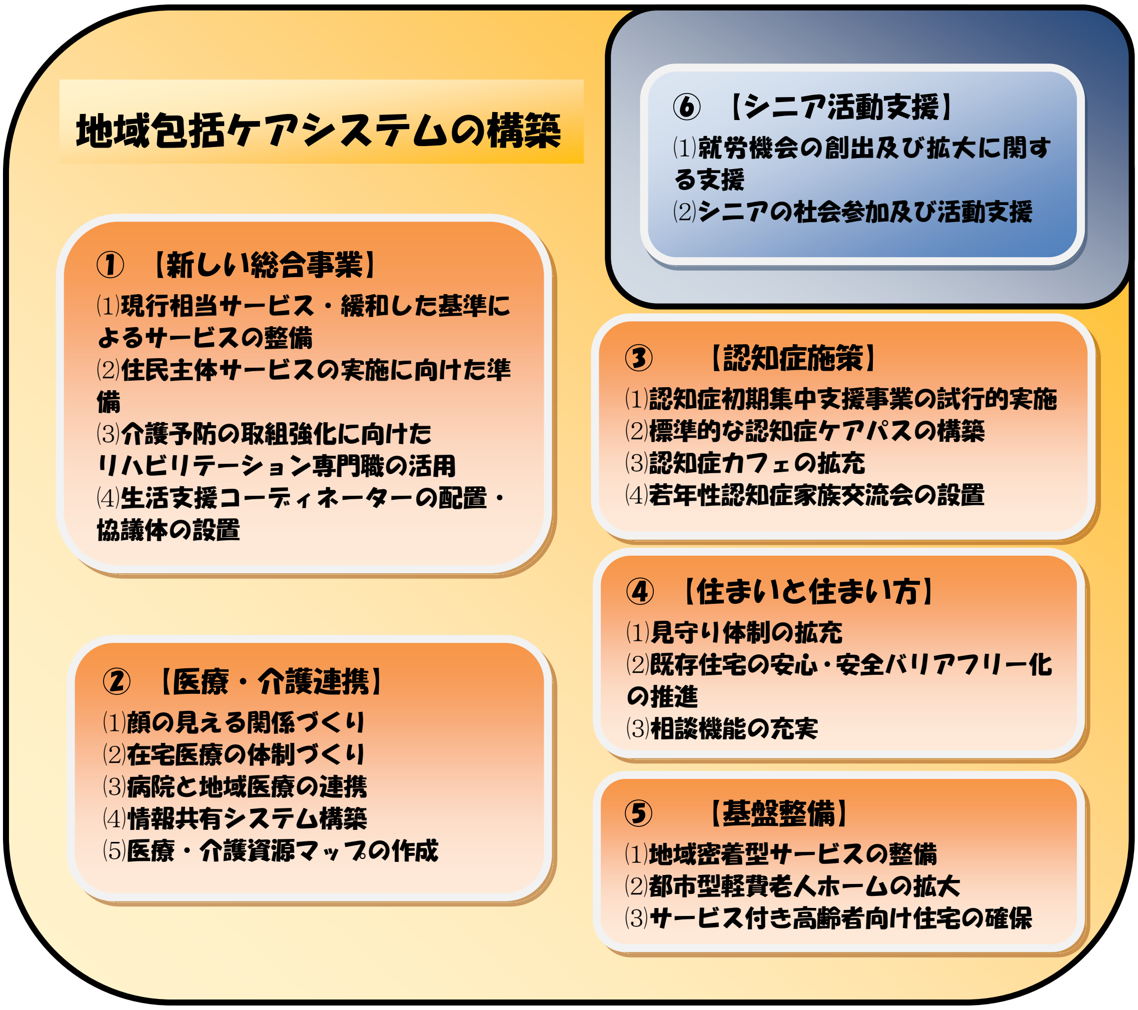

【構築イメージ】

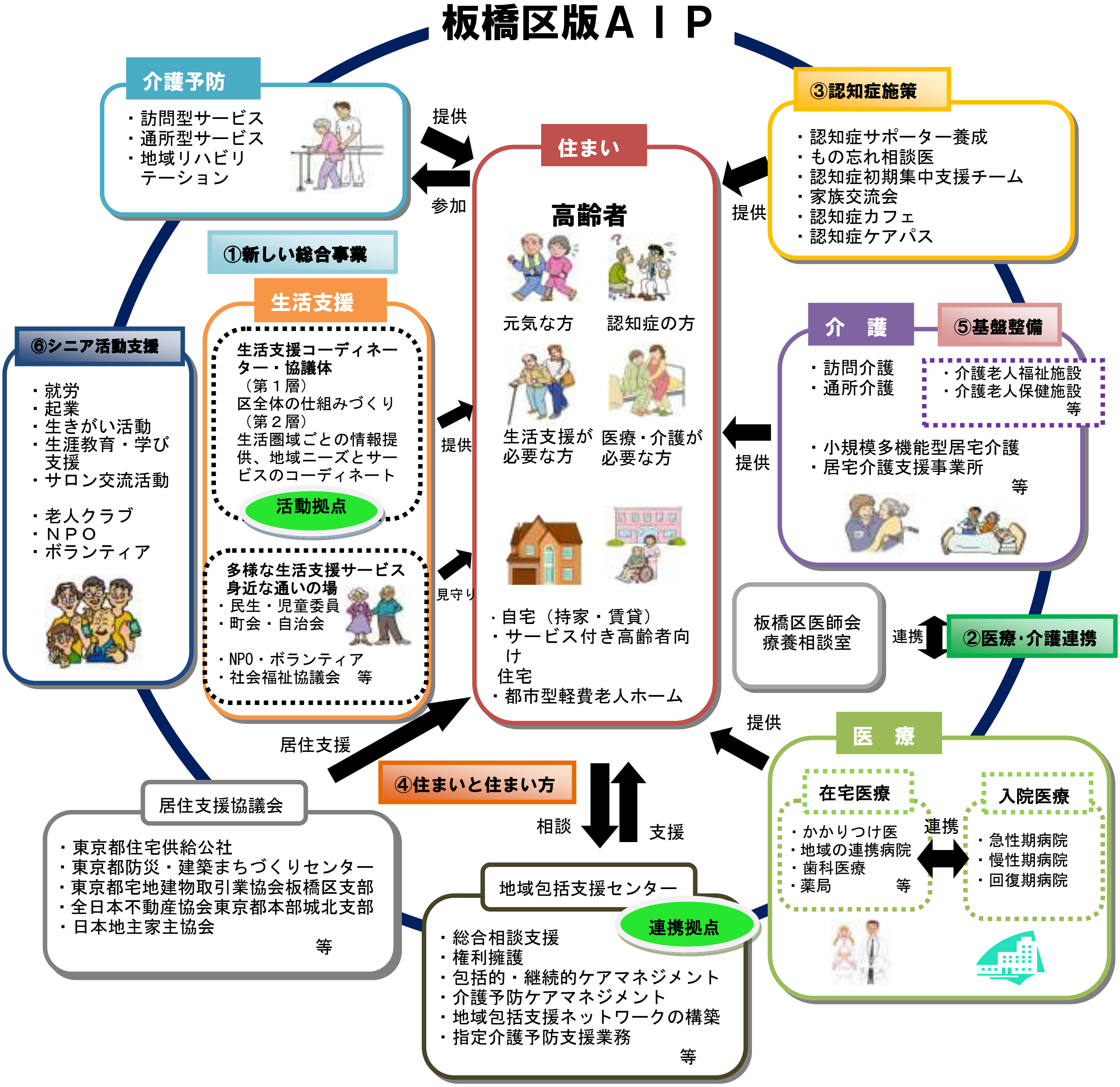

板橋区版ＡＩＰ
介護予防
・訪問型サービス
・通所型サービス
・地域リハビリ
テーション
提供
参加
住まい
高齢者
元気な方
認知症の方
生活支援が
必要な方
医療・介護が
必要な方
・自宅（持家・賃貸）
・サービス付き高齢者向け
住宅
・都市型軽費老人ホーム
③認知症施策
・認知症サポーター養成
・もの忘れ相談医
・認知症初期集中支援チーム
・家族交流会
・認知症カフェ
・認知症ケアパス
提供
①新しい総合事業
生活支援
生活支援コーディネーター・協議体
（第１層）
区全体の仕組みづくり
（第２層）
生活圏域ごとの情報提供、地域ニーズとサービスのコーディネート
活動拠点
多様な生活支援サービス
身近な通いの場
・民生・児童委員
・町会・自治会
・NPO・ボランティア
・社会福祉協議会　等
提供
見守り
⑥シニア活動支援
・就労
・起業
・生きがい活動
・生涯教育・学び
支援
・サロン交流活動
・老人クラブ
・ＮＰＯ
・ボランティア
介　護
⑤基盤整備
・訪問介護
・通所介護
・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
等
・小規模多機能型居宅介護
・居宅介護支援事業所
等
提供
板橋区医師会
療養相談室
連携
②医療・介護連携
提供
医　療
在宅医療
・かかりつけ医
・地域の連携病院
・歯科医療
・薬局　等
連携
入院医療
・急性期病院
・慢性期病院
・回復期病院
居住支援
居住支援協議会
・東京都住宅供給公社
・東京都防災・建築まちづくりセンター
・東京都宅地建物取引業協会板橋区支部
・全日本不動産協会東京都本部城北支部
・日本地主家主協会
等
④住まいと住まい方
相談
支援
地域包括支援センター
連携拠点
・総合相談支援
・権利擁護
・包括的・継続的ケアマネジメント
・介護予防ケアマネジメント
・地域包括支援ネットワークの構築
・指定介護予防支援業務
等

２　位置づけ

地域包括ケアシステムの構築については、第５期板橋区介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）から計画として位置づけられ、構築に向けた施策を実施しています。板橋区基本計画 2025 と、いたばし№１実現プラン 2018「実施計画」編（未来を創る“まちづくり”編）や保健福祉の総合計画である板橋区地域保健福祉計画との整合性を保ちつつ、国・東京都の施策や方針等も考慮し、板橋区版ＡＩＰの構築を推進していきます。

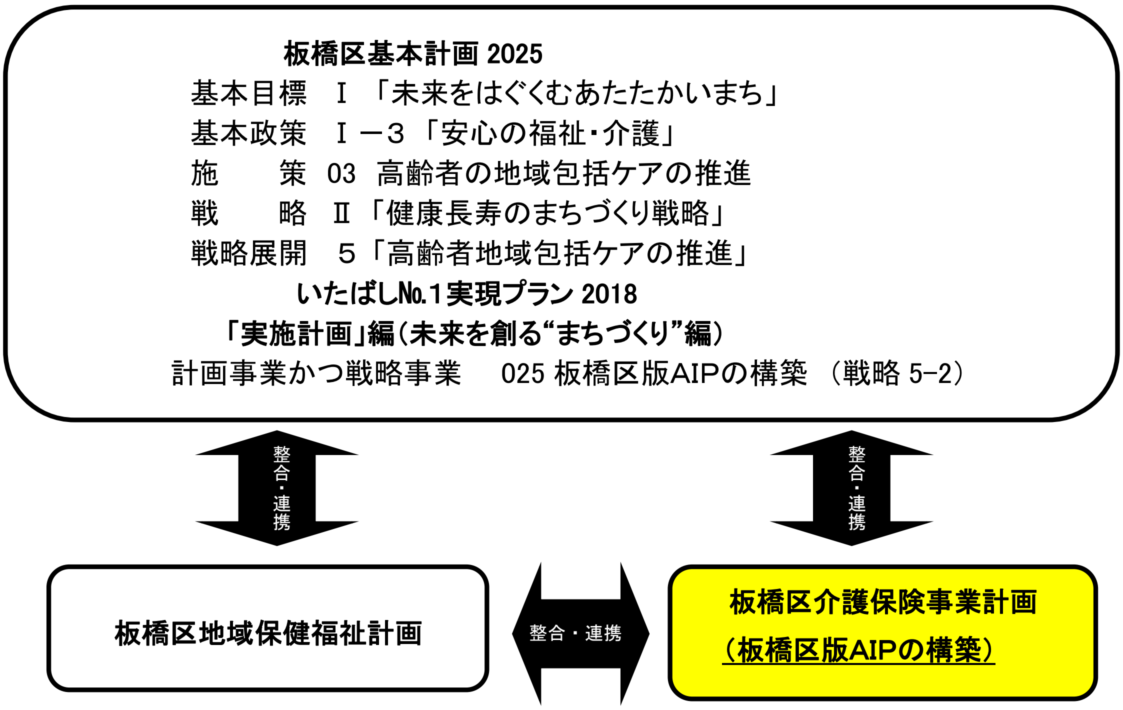

３　期間

厚生労働省の方針では、地域包括ケアシステムの構築は平成 37 年を目途としていますが、地区ごとに前倒しで実施していきます。
※新しい総合事業については平成 28 年度から全地区で開始します。

４　地域ケア政策調整会議の設置

板橋区版ＡＩＰ構築のために、平成 27 年度から組織横断的に課題解決を図る内部調整組織として、「地域ケア政策調整会議」を設置しました。

地域ケア政策調整会議

各部会の総合調整・統括機関としての役割を担い、運営方法や部会からの協議事項について決定するとともに、進行管理を行う。
メンバー：健康生きがい部長、おとしより保健福祉センター所長、長寿社会推進課長、介護保険課長、健康推進課長、志村健康福祉センター所長、赤塚福祉事務所長、住宅政策課長、事務局：おとしより保健福祉センター地域ケア政策担当係長

作業部会	主な取組事項
１ 新しい総合事業	⑴現行相当サービス･緩和した基準によるサービスの整備 ⑵住民主体サービスの実施に向けた準備 ⑶介護予防の取組強化に向けたリハビリテーション専門職の活用 ⑷生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置
２ 医療･介護連携	⑴顔の見える関係づくり ⑵在宅医療の体制づくり ⑶病院と地域医療の連携 ⑷情報共有システムの構築 ⑸医療･介護資源マップの作成
３ 認知症施策	⑴認知症初期集中支援事業の試行的実施 ⑵標準的な認知症ケアパスの構築 ⑶認知症カフェの拡充 ⑷若年性認知症家族交流会の設置
４ 住まいと住まい方	⑴見守り体制の拡充 ⑵既存住宅の安心･安全バリアフリー化の推進 ⑶相談機能の充実
５ 基盤整備	⑴地域密着型サービスの整備 ⑵都市型軽費老人ホームの拡大 ⑶サービス付き高齢者向け住宅の確保
６ シニア活動支援	⑴就労機会の創出及び拡大に関する支援 ⑵シニアの社会参加及び活動支援

※６つの分野ごとに課題の整理･解決を行い、これらを有機的に結び付けることにより、板橋区版ＡＩＰの構築を目指します。

５　社会福祉協議会の取組

【板橋区版AIP構築に向けた社協事業の位置づけ】

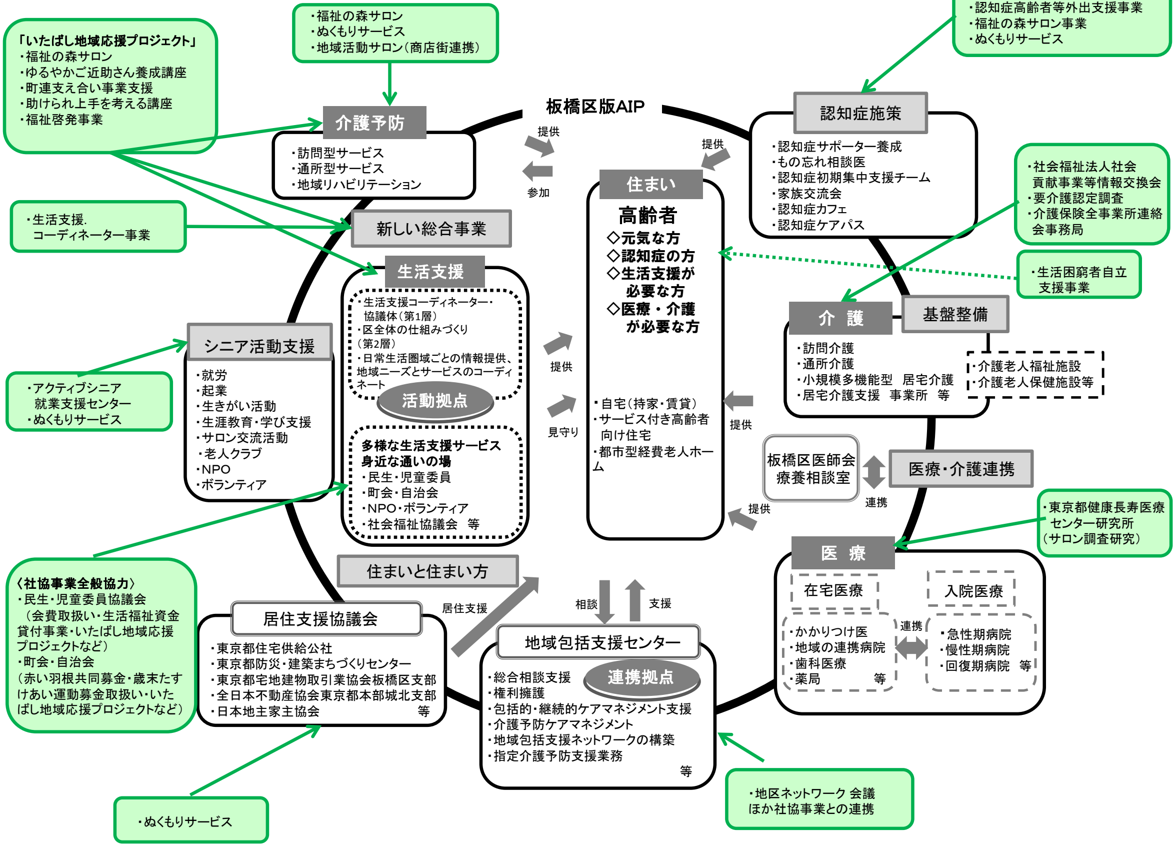

■ 地域包括ケアシステムの中で活きる社協の特性

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法にもとづいて、全国の都道府県・市区町村に設置された民間の福祉団体です。

板橋区社協では、住民のみなさんが行う福祉によって、区全体の福祉がより良くなることを目指しています。板橋区社協の取組は、区が目指している地域包括ケアシステムに密接に関係しており、その方向性は一致しています。福祉の森サロン（居場所づくり）、ゆるやかご近助さん養成講座（見守り）、ぬくもりサービス（家事援助）などは、総合事業の生活支援サービスを担える可能性を十分持っています。これまで板橋区社協が培ってきた地域支援のノウハウがその他の地域包括ケアシステムの取組にも活かせるものと考えます。

1　新しい総合事業

⑴ 取組の背景

① 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護・通所介護の専門事業者によるサービスに加え、軽易な生活援助サービスやミニデイサービスなど、地域のＮＰＯやボランティアによる住民主体の支援等も含めた事業です。

一方、一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって区別することなく、住民主体の通いの場の充実により生まれる人と人とのつながりを通じて、参加者の輪や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりの推進とともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組の推進により、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目的とした事業です。

② 生活支援コーディネーター

介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備していくには、地域のさまざまなサービス資源を把握するとともに、必要に応じて新たな資源を開発し、それらをネットワーク化していくとともに、サービス提供主体と利用者のマッチングに向けた取組が必要となります。

区ではその一環として、関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発・関係者のネットワーク化・地域におけるニーズとサービスのマッチング等のコーディネート機能を果たす人材となる「生活支援コーディネーター」を配置します。

⑵ 主な取組事項

１　現行相当サービス・緩和した基準によるサービスの整備

２　住民主体サービスの実施に向けた準備

３　介護予防の取組強化に向けたリハビリテーション専門職の活用

４　生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置

⑶ 取組内容

① 現行相当サービス・緩和した基準によるサービスの整備

介護予防・生活支援サービス事業では、介護予防ケアマネジメントにより利用者の心身状況やその人の置かれている生活環境等を踏まえたうえで、包括的かつ効率的にサービス提供を行う必要があります。

包括的かつ効率的なサービスを提供するにあたり、区では、介護予防・生活支援サービス事業の核となる指定事業者によるサービスとして、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの２つを展開していきます。

現行相当サービスは、従来の予防給付（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護）と同様のサービスを提供するものです。予防給付によるサービスを利用してきた要支援者等が、引き続き同内容のサービスを必要とされる場合は、現行相当サービスを利用することで従来の生活支援体制を確保することができます。

一方、基準緩和型サービスは、予防給付（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護）の人員基準等を緩和したもので、現行相当サービスに比べ、生活支援に特化した内容のサービスになり、自立度の高い方を視野に入れたサービスとして位置づけられるものです。

② 住民主体サービスの実施に向けた準備

多様な介護予防・生活支援ニーズに対応するため、地域住民が自主的に取り組んでいるサロン活動や高齢者向けのボランティア活動等が安定的に継続・発展するよう、区としてもこれらの活動等に対する支援策を検討しています。

具体的な支援策として、平成 28 年度から、自主的に活動している高齢者のグループに対し、定期的な活動の場として、区の高齢者福祉施設である「いこいの家」を無償で提供し、高齢者の通いの場づくりを推進していきます。そのほか、ボランティア等の担い手に対する養成研修やスキルアップ研修の実施を検討しています。

生活支援コーディネーターや協議体は、ワークショップなどの場づくり・仲間づくり・組織づくりを支援し、活動についても併せて検討していきます。

③ 介護予防の取組強化に向けたリハビリテーション専門職の活用

これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、要介護状態になっても地域の中に生きがい・役割をもって生活できる居場所や出番づくり等、高齢者を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組の推進が求められています。

このような地域における介護予防・自立支援の取組を強化するために、地域リハビリテーション活動支援事業では、訪問、通所、サービス担当者会議、地域ケア会議、住民運営の通いの場などへの、リハビリテーション専門職等の関与を促進し、地域包括支援センターと連携して支援します。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

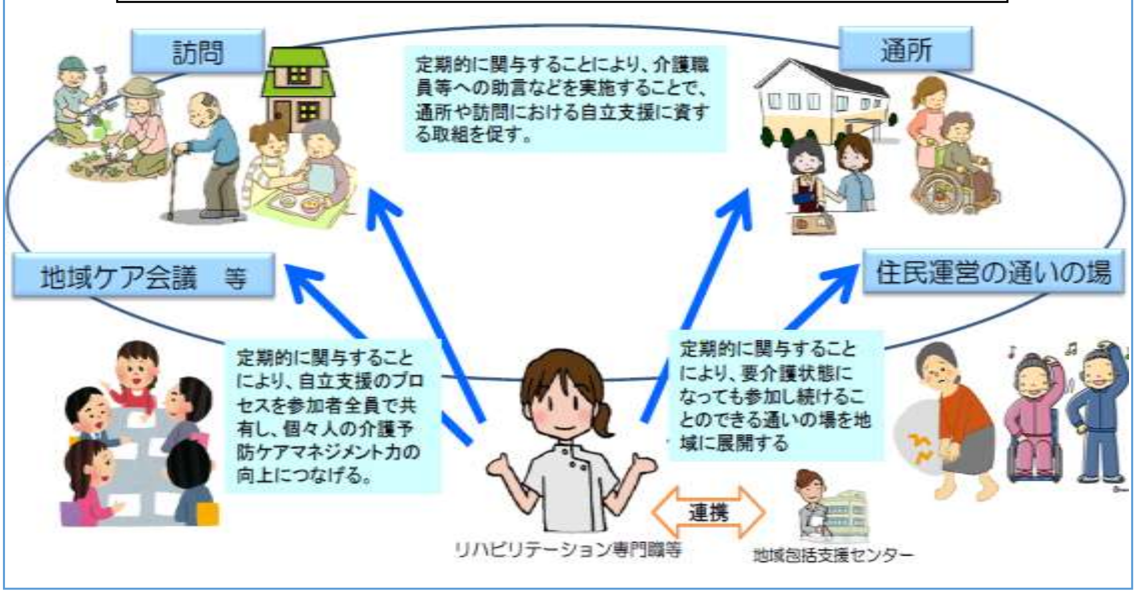

（図：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより抜粋）

一方、板橋区においては他区に無い取組として、平成 26 年度から豊島病院区西北部地域リハビリテーション支援センターと連携して、高齢者等地域リハビリテーション支援事業を実施しています。重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現に向けて、生活機能の低下した高齢者に対して「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれにバランスよく働きかける生活期リハビリテーションの推進と、入院中の急性期・回復期から退院後の生活期まで一貫したリハビリテーションの提供に向けた地域リハビリテーション支援体制の構築を目指して、有識者・関係機関代表者による連携会議、相談支援事業、サービス調整会議、普及啓発としてのケアマネジャー向け研修会やシンポジウムの開催などを行っています。

板橋区高齢者等地域リハビリテーション支援事業

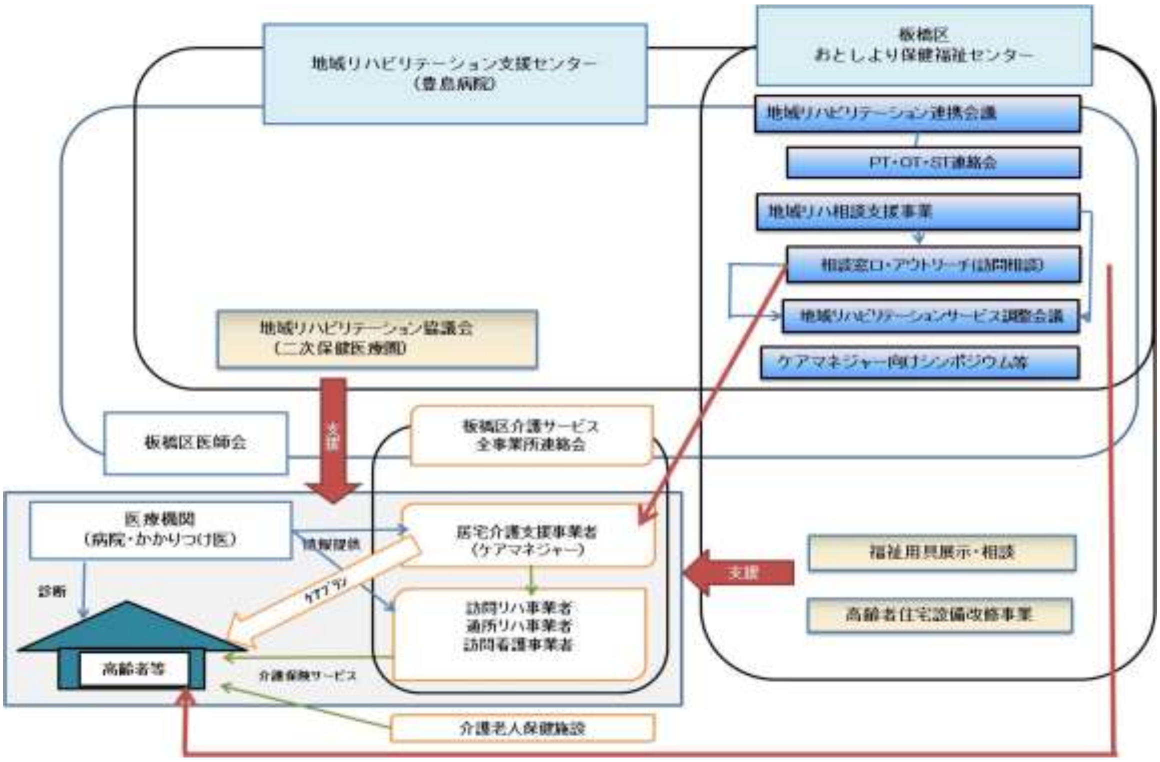

相談支援事業はおとしより保健福祉センターの理学療法士（ＰＴ）*6・作業療法士（ＯＴ）*7・言語聴覚士（ＳＴ）*8がケアマネジャー等と同行訪問して自立支援・重度化予防の助言や支援を行う事業です。サービス調整会議は、リハビリテーションに関する個別課題を関係者で検討することで、自立支援の取組強化や介護予防ケアマネジメントの向上を目指すリハビリテーション版の地域ケア会議です。

今後は、福祉の森サロン等がさらに効果的な介護予防の取組の場となることを目指して、地域包括支援センターと連携し、培ってきた区内のリハビリテーションネットワークを活かして、医療機関や介護施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などリハビリテーション専門職を派遣する事業を拡充していきます。

*6 理学療法士（ＰＴ）：身体に障害のある者に対して、主に基本的動作能力の回復を図るため、理学療法の業務を行う者。
*7 作業療法士（ＯＴ）：身体または精神に障害のある者に対して、主に応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、作業療法の業務を行う者。
*8 言語聴覚士（ＳＴ）：言語及び聴覚に障害を持つ者に対して訓練等の業務を行う者。

④ 生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置

生活支援コーディネーターは、第１層（区全体をエリアとする）及び第２層（日常生活圏域をエリアとする）に配置することとされており、平成 28 年度からの介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始に向けて、平成 27 年度に第１層として板橋区社会福祉協議会に配置し、区全体の生活支援・介護予防サービス提供体制の基盤・仕組みづくりを主とした計画業務を区と連携して行っています。平成 28 年度以降は、地域の実情に応じて、順次、第２層の配置を進め、最終的には「日常生活圏域」ごとに生活支援コーディネーター１名の配置を目指します。

また、介護予防・生活支援サービスの体制整備に向けて、多様な団体や組織・グループの参画が求められることから、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として「協議体」を設置することにより、相互の情報共有及び連携・協働による、不足するサービスの充実や担い手の養成、活動する場の確保など、地域資源の開発を推進していきます。

生活支援コーディネーターと協議体による
コーディネート機能の考え方

日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握しつつ、関係者のネットワークや既存の取組・組織等と連携しながら、地域における以下の取組を総合的に支援・推進していきます。

①　地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
②　地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
③　関係者のネットワーク化
④　目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
⑤　生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能 ）
⑥　ニーズとサービスのマッチング

【板橋区生活支援コーディネーター設置イメージ（案）】

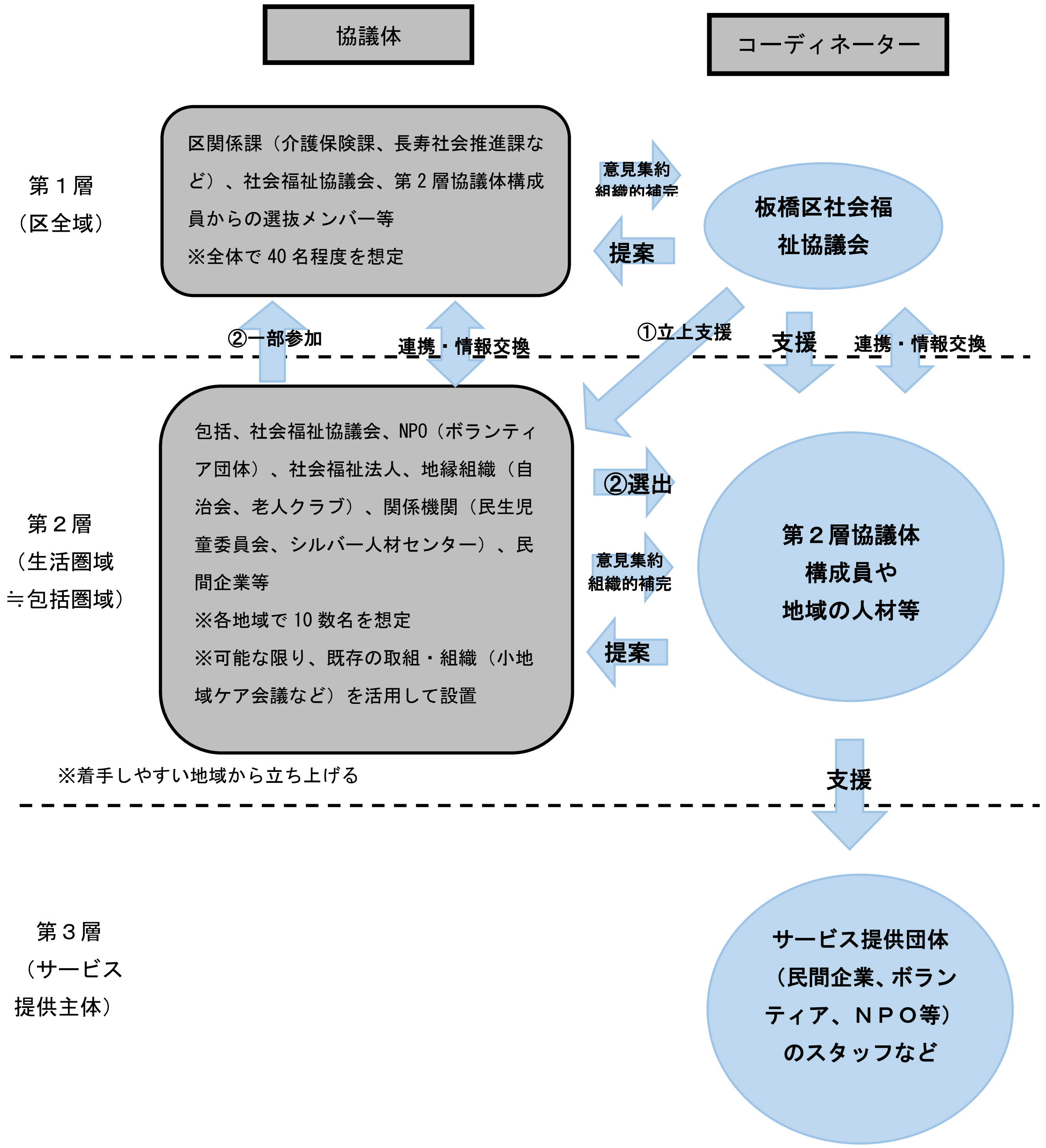

※第３層では、特定の区民、サービス事業者をコーディネーターとして任命はせずに第２層コーディネーターが各サービス提供団体への支援を行う

２　医療・介護連携

⑴ 取組の背景

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには、居宅等における訪問診療等の医療（在宅医療）の提供が、地域包括ケアシステムの不可欠の構成要素となります。今後2025年までに団塊の世代が75歳以上となり、地域において疾病や要介護状態にある高齢者数が大きく増加することは避けられない状況です。在宅医療は、医師に加え、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等多くの職種によって提供されます。これに介護関係職種を加え、在宅医療の推進に真に必要な多職種による包括的なケアのための協働・連携の体制を整えることが必要となります。

【 在宅医療・介護連携推進事業 】

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業として新たに在宅医療・介護連携推進事業が創設されました。

今後は、板橋区医師会等と連携しつつ、国が示す期限である平成 30 年度までに全ての事業について順次実施していけるよう準備を進めていきます。

◆ 事業内容

１　地域の医療・介護の資源の把握
２　在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
３　切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
４　医療・介護関係者の情報共有の支援
５　在宅医療・介護連携に関する相談支援
６　医療・介護関係者の研修
７　地域住民への普及啓発
８　在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

⑵ 主な取組事項

１　顔の見える関係づくり

２　在宅医療の体制づくり

３　病院と地域医療の連携

４　情報共有システムの構築

５　医療・介護資源マップの作成

⑶ 取組内容

① 顔の見える関係づくり

医療・介護関係者や、地域の方々が参画する会議を開催し、地域の在宅医療・介護連携の課題とその対応策について検討し、連携体制を構築することにより、効果的な医療・介護サービスの提供を実現することが必要です。

【現在の主な会議体】

＜①板橋区全体＞

在宅療養ネットワーク懇話会

※板橋区医師会主催

区全体の多職種が一堂に会し、在宅療養における課題の検討を行い、ネットワークの構築を進めています。

メンバー：区・板橋区医師会・板橋区歯科医師会・板橋区薬剤師会・板橋区柔道整復師会・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・特別養護老人ホーム・老人保健施設・病院医療関係者 等

写真：ネットワーク懇話会の様子

＜②６地区別＞

地区ネットワーク会議

※地域包括支援センター主催（区委託事業）

地域で高齢者等を支援する機関及び団体等とのネットワーク化を図り、地域包括支援ネットワークの構築を進めています。

メンバー：区・地域包括支援センター・板橋区医師会・板橋区歯科医師会・板橋区薬剤師会・民生委員・町会連合会・老人クラブ　等

＜③16日常生活圏域別＞

小地域ケア会議

※地域包括支援センター主催（区委託事業）

多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じて、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行っています。

メンバー：区・地域包括支援センター・ケアマネジャー・介護事業者　等

◆ 今後の区の取組

現在の多職種連携のための主な会議体を「板橋区全体」「地区別」「日常生活圏域別」に整理し、板橋区が主体となってきめ細かな情報共有ができる連携体制を構築し、多職種連携の強化を図ります。

【イメージ図】

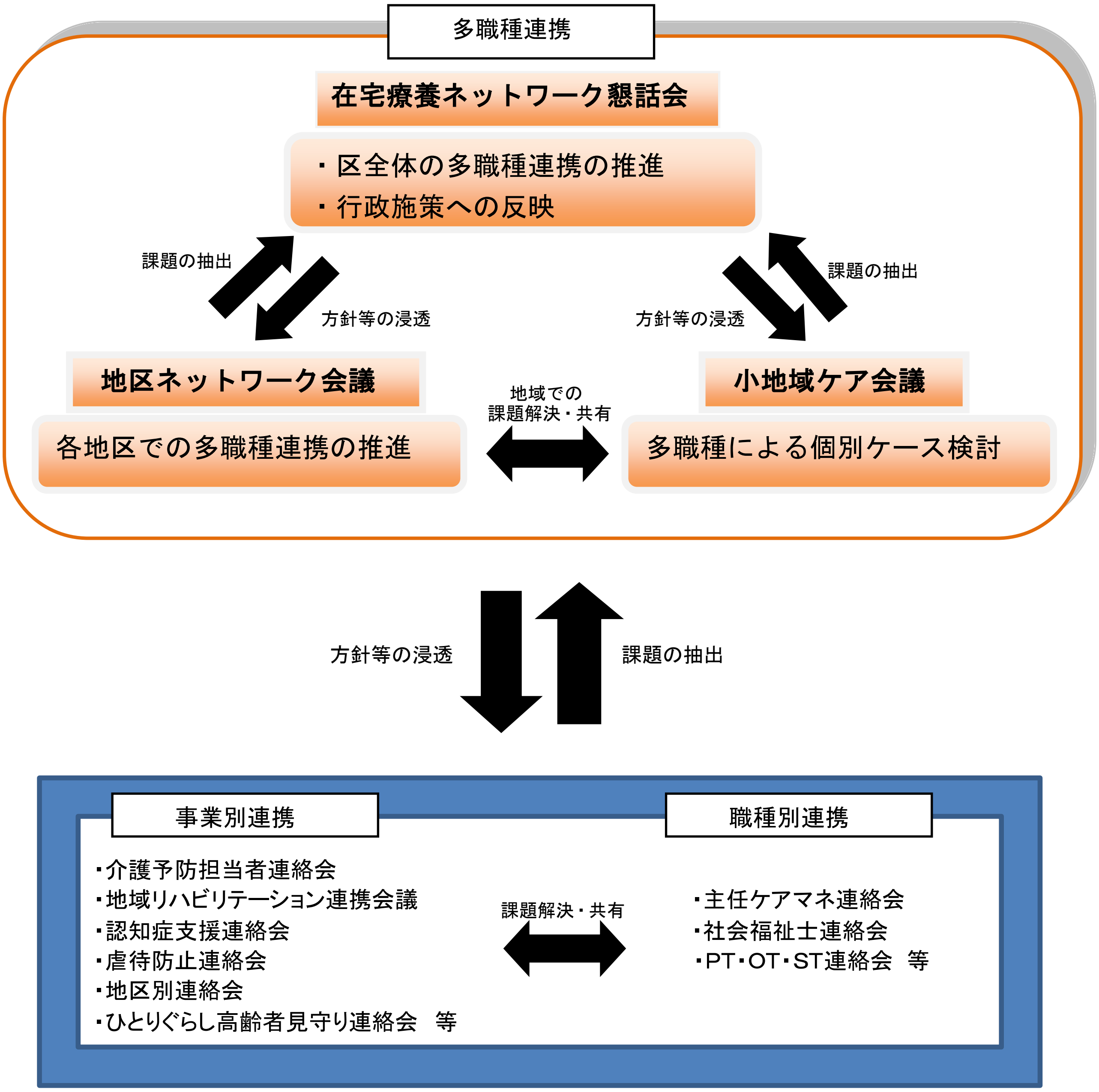

② 在宅医療の体制づくり

地域包括ケアシステム構築には、高齢者が在宅生活を可能な限り続けていくための、在宅医療の推進が不可欠となります。

現在、板橋区医師会は、主治医・副主治医制を試行的に実施しています。今後、医師会と協力し、かかりつけ医がグループを形成し、お互いをバックアップすることで、１つの診療所が数多くの患者を支えるだけでなく、多くの診療所が少しずつ多くの患者を支える体制を充実して行きます。

また、「③病院と地域医療の連携」と結びつけることで、急性増悪（ぞうあく）時等における病院のバックアップ体制を確保し、在宅医療に対する負担を軽減する体制を構築します。

さらに、高齢者の在宅生活継続のうえで、口腔ケアや服薬管理なども重要であることから、歯科医師や薬局・薬剤師などとも連携することにより、きめ細かな在宅医療の推進体制を構築します。

【主治医・副主治医制イメージ】

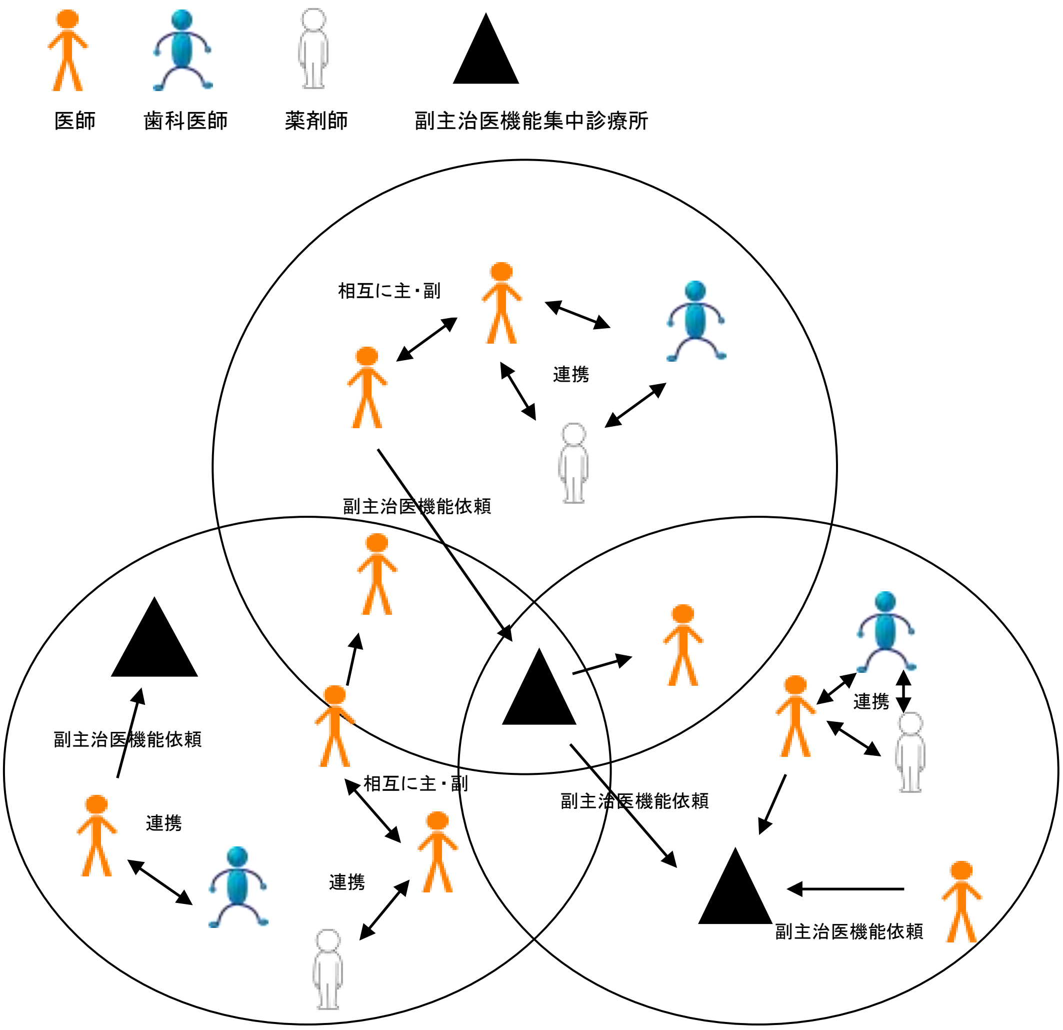

③ 病院と地域医療の連携

地域の医療機関は病院だけでなく、開業医による各専門診療科医院をはじめ、診療所や介護療養施設などがあります。入院や退院をスムーズに行っていくためには、これらの医療機関が連携し、それぞれの特徴を活かしながら、最適な医療サービスを円滑に提供することが必要となります。

【発症から退院までのイメージ図】

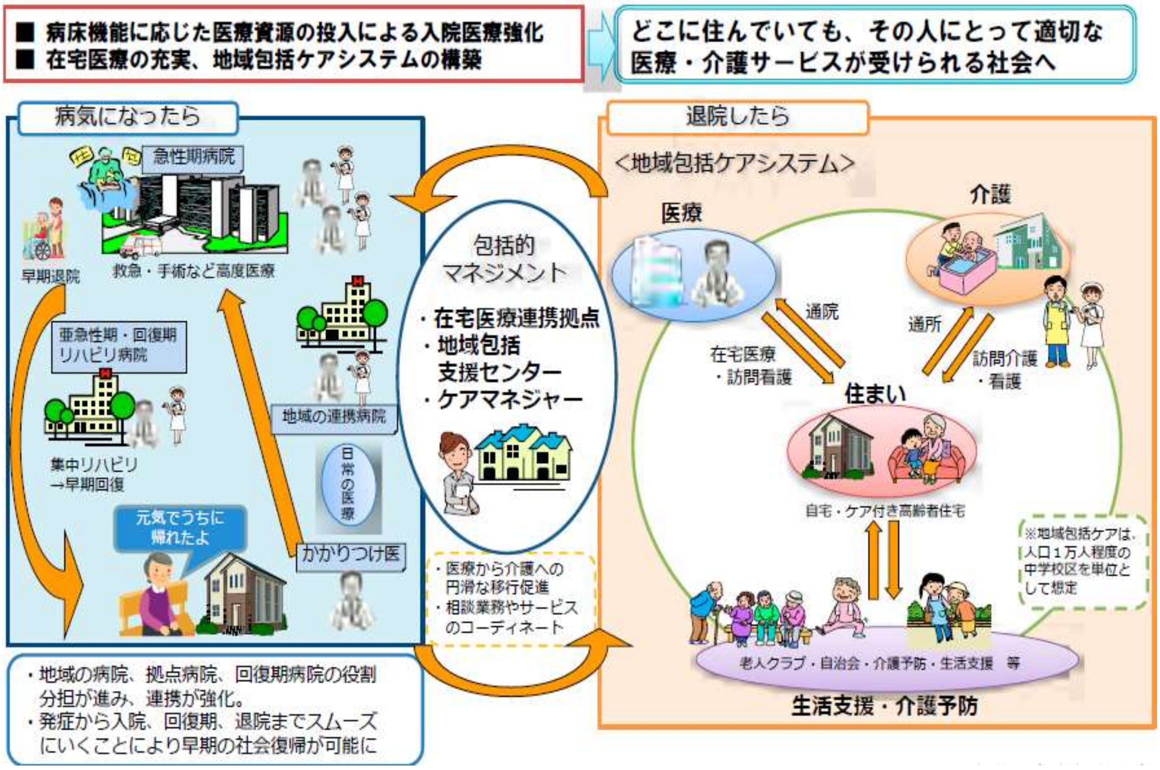

資料：東京都福祉保健局

◆ 今後の区の取組

情報共有システムの構築や顔の見える関係づくりを推進しつつ、病院と地域医療が参画する会議の開催を検討し、医療連携の強化を図ります。

②「在宅医療の体制づくり」と③「病院と地域医療の連携」を有機的に結びつけるとともに、入退院時のカンファレンスに医師・看護師・ＭＳＷなど病院側関係者に加え、ケアマネジャーや訪問看護師など在宅側関係専門職が参画することにより、在宅での適切な医療・介護サービスが切れ目なく提供される体制を構築します。

④ 情報共有システムの構築

今後の在宅医療推進の方向性を考えると、医療、看護、介護サービスの提供の場が患者宅となるため、多職種での連携が不可欠となります。

そこで、クラウドコンピューティングなどの技術を用いた情報共有基盤の整備を進めることが必要となります。

【柏モデル】

柏市では、在宅医療・多職種連携を推進していくために、情報共有システムを活用した連携を推進しています。

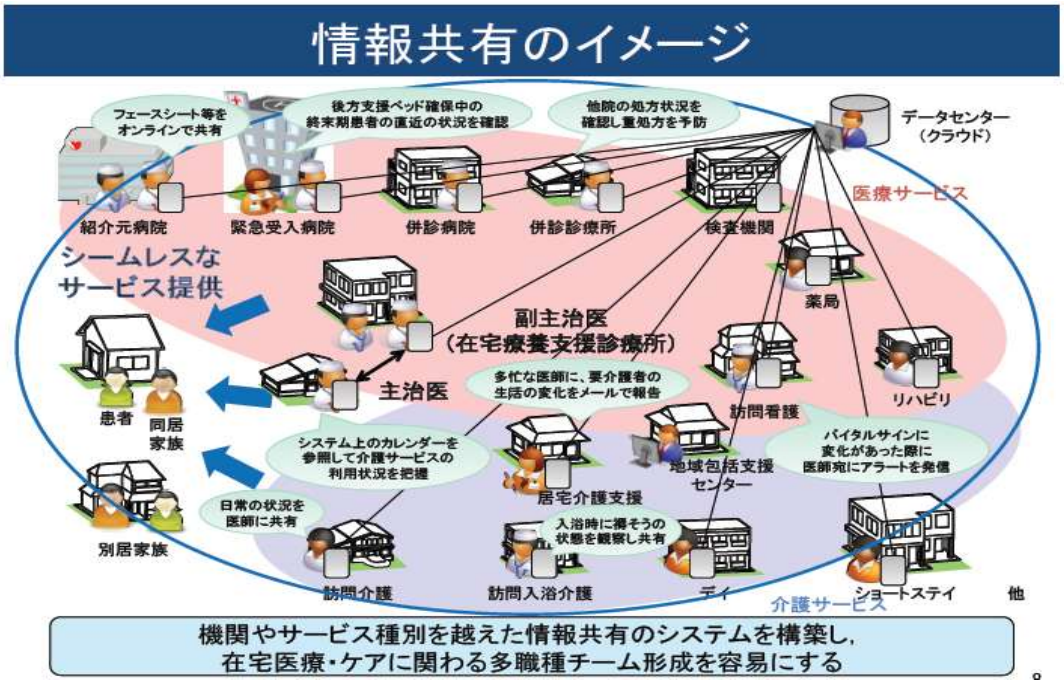

出典：柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会

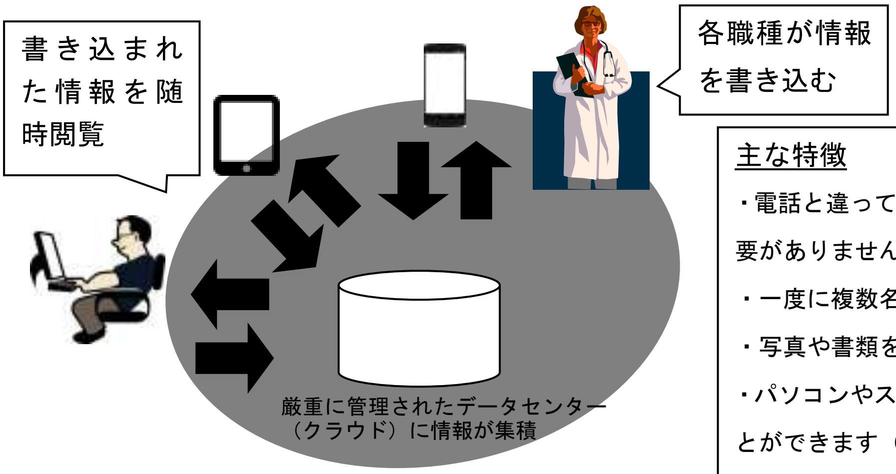

主な特徴

・電話と違って相手の状況を気にする必要がありません

・一度に複数名とやり取りができます

・写真や書類を添付できます

・パソコンやスマートフォンでも使うことができます（※事前に設定が必要）

【板橋区医師会】

在宅医療センター療養相談室において、柏市と同一のクラウド型ＩＴネットワークシステムを運用しており、多職種連携を推進している。

＜板橋区医師会の使用しているネットワークシステム＞

画面イメージ提供：㈱カナミックネットワーク

システム画面<ケアレポート（電子共有ノート）>
KANAMIC NETWORK
文字の書き込み
ファイル添付
（写真／動画／書類）
食事・水分・排泄（in-out）
バイタルサイン（温度板）
Copyright KANAMIC NETWORK Co.,LTD

システム画面<患者カレンダー>
KANAMIC NETWORK
患者ごとのカレンダー管理（実施記録、業務帳票、往診予定、ｹｱﾌﾟﾗﾝ予定など）
TRITRUS
sc0001.png
Copyright KANAMIC NETWORK Co.,LTD

◆ 今後の区の取組

板橋区医師会が運用しているシステムを、今後は区が運営主体となり、区全体へと普及させることで、多職種連携の強化を図ります。そのためには、個人情報の管理規定や運用に関するルールづくりが必要となり、医師会や介護事業者の意見も踏まえ、環境整備を図ります。

⑤ 医療・介護資源マップの作成

地域の医療機関、介護事業者等の所在地・連絡先・機能等を把握し、リストやマップを作成することで、地域の医療・介護資源の見える化を図ります。作成したリスト等については、行政事業における整備計画等の指標にするとともに、医療・介護関係者や区民に対して公開できる体制の整備についても検討していきます。

【イメージ】
・ＧＩＳを活用した高島平圏域周辺の診療所の分布
（高島平一～三・七～九丁目、四葉二丁目、徳丸七・八丁目、西台二丁目）

３　認知症施策

⑴ 取組の背景

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も増加の一途をたどり、国は平成 27 年１月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を打ち出しました。

現在、板橋区の高齢者数は、平成 27 年 10 月 1 日現在、人口 549,571 人、65 歳以上の高齢者人口は 124,936 人、高齢化率は 22.7％です。

また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）には、人口約 54 万 5,800 人、高齢者数は約 13 万人、高齢化率　23.7％、認知症の推計値は、約２万６千人となり、高齢者の５人に１人が、なんらかの認知機能の低下がみられている状況が予想されます。

１ 板橋区の高齢者の数（平成 27 年 10 月１日現在、外国人を含む）

○ 人口　549,571 人

○ 高齢者人口（65 歳以上）　124,936 人　高齢化率　22.7％

○ 後期高齢者数（75 歳以上）　58,749 人　後期高齢化率　10.7％

２ 板橋区の認知症高齢者の推計値

○ 認知症高齢者数の推計値　約 19,600 人（有病率 15.7％）

３ 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）には・・・

○ 板橋区の人口　545,859 人

○ 高齢者数　129,626 人　高齢化率　23.7％

○ 認知症の推計値　約２万６千人　（５人に１人、有病率 20％）

人口：「第 6 期板橋区介護保険事業計画の高齢者人口及び要介護認定者の推計」より
推計値：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業　九州大学　二宮教授）による速報値より

平成27年1月27日　国が策定した

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」

～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

7つの柱

Ⅰ　認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

Ⅱ　認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

Ⅲ　若年性認知症施策の強化

Ⅳ　認知症の人の介護者への支援

Ⅴ　認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

Ⅵ　認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

Ⅶ　認知症の人やその家族の視点の重視

⑵ 主な取組事項

平成 27 年度における板橋区認知症施策の主な取組として、国の新オレンジプランを踏まえて、４つの事業を実施しています。

1　認知症初期集中支援事業の試行的実施

2　標準的な認知症ケアパスの構築

3　認知症カフェの拡充

4　若年性認知症家族交流会の設置

⑶ 取組内容

① 認知症初期集中支援事業の試行的実施

認知症の進行を遅らせたり症状の悪化を予防したりするためには、認知症が疑われる早い段階からの対応が効果的であることから、区では平成 25 年度から「認知症支援コーディネーター」を配置し、東京都健康長寿医療センターの「認知症アウトリーチチーム」と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応を図ってきました。さらに平成 27 年度には、板橋区医師会と連携して「認知症初期集中支援事業」を試行的に実施し、平成 28 年度から区内の各生活圏域に「認知症初期集中支援チーム」が計画的に配置されるように準備を進めています。

【板橋区認知症初期集中支援事業のイメージ（案)】

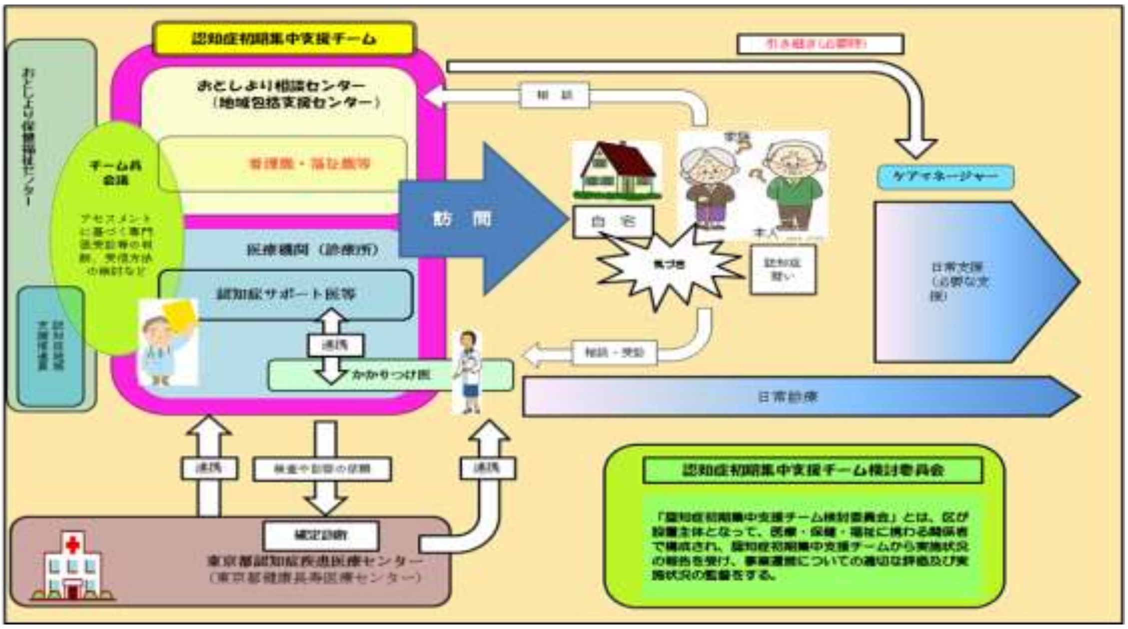

② 標準的な認知症ケアパスの構築

認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」のことです。認知症になっても、できる限り住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けるために、さまざまな認知症支援の内容を分かりやすく示し、認知症の人を地域でどのように支えていくかを明らかにするものです。

区では、平成 26 年度から地域包括支援センターのプロジェクトチームとともに、これまで地域で培われてきた「認知症の人を支える取組」や地域の中のインフォーマルな社会資源・サービスの情報を収集・整理し、認知症の各段階における支援の標準的な流れを確認してきました。

平成 27 年度に入り、整理された情報をもとに、認知症が疑われる段階から、早期発見・早期対応、在宅生活のための日常的な診療やケア、急性増悪時の医療・介護サービスを活用した対応まで、それぞれの状態に応じた支援の流れを示した標準的な認知症ケアパスを構築しました。

さらに、認知症の人や家族介護者、地域の住民のみなさんにわかりやすくご紹介するためのリーフレット「知って安心認知症（平成 27 年 12 月発行）」を作成し、配布することで、普及・啓発を図っております。

【標準的なケアパス(「知って安心認知症（平成27年12月発行）」から一部抜粋）】

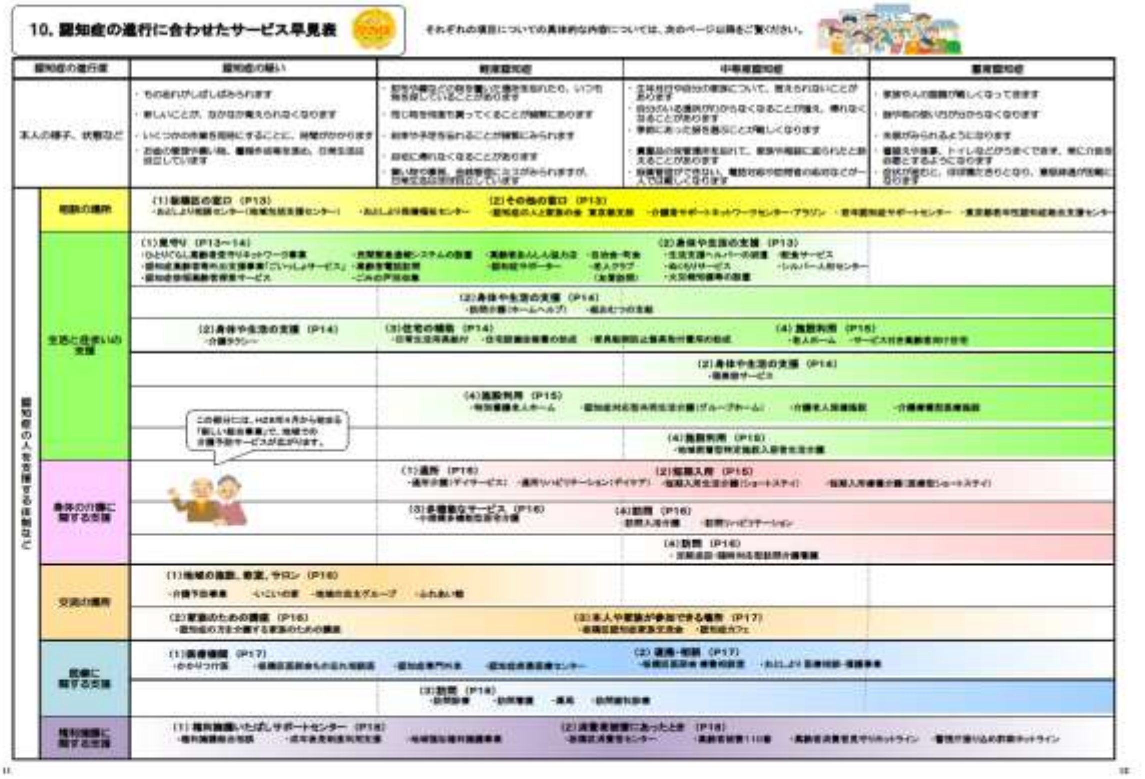

③ 認知症カフェの拡充

区や関係機関が支援する中、認知症家族交流会のメンバーによる「家族の会ネット」が「ケアラーズカフェおれんじ」を立ち上げ、２年目を迎えました。

平成 27 年度は、他の地域にも広く認知症カフェの設置を促進するため、認知症カフェの運営補助を実施することとし、５月に「認知症カフェ運営補助金説明会」を開催しました。

その反響は大きく、すでに開催しているグループやこれから立ち上げようとする団体が多く出席し、９月末の時点で、補助金申請や認知症カフェの立ち上げ支援の相談を 10 グループ程度から受けています。

実際には、認知症カフェの意義を十分理解していないグループもあるため、区では認知症カフェの関係者によるネットワークづくりを支援し、認知症カフェの理解を深めるための勉強会や、交流・情報交換・意見交換等ができる会を開催する予定です。こうした取組を継続的に実施し、認知症カフェの拡充を図ります。

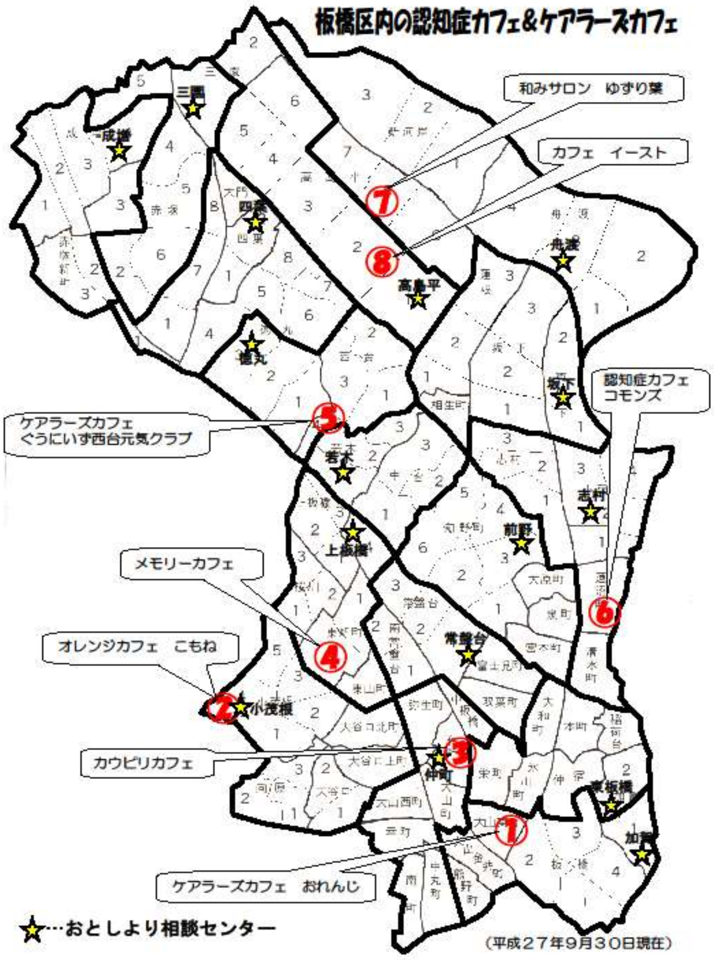

④ 若年性認知症家族交流会の設置

64 歳以下で発症する「若年性認知症」は、働き盛りの年代で発症するため、本人だけでなく家族の生活への影響が非常に大きなものとなります。病気のために仕事に支障が出たり、仕事を辞めることになって経済的に困難な状況になったり、子どもが成人していない場合には、親の病気が与える心理的影響が大きく、教育、就職、結婚などの人生設計が変わることになりかねません。

また、配偶者が介護する場合には、配偶者も仕事が十分にできなくなり、身体的・精神的・経済的に大きな負担を強いられることになります。

区では、家族の介護負担軽減を目的とした、家族介護者のための交流会の運営を支援しています。若年性認知症の人やその家族を支援する有志のほか、区内の若年認知症の介護者も参加して、「板橋の若年認知症家族の会」を立ち上げる準備を進めています。その準備会に区も参加し、会場探しやリーフレット作成、地域包括支援センターのケースとの橋渡し等の支援を行っています。

認知症カフェ

「認知症カフェ」は、認知症の人や介護者家族等が安心して気軽に「ふらっと立ち寄れる場所」「さまざまな情報や仲間が得られる場所」として、介護者家族同士の交流会、相談会等を行っています。

「認知症カフェ運営補助金」は、板橋区内において、交流会・相談会のほか医療機関と連携した講演会・勉強会等を自主的に運営し、認知症の人や介護者家族を地域の中で支えて行く場として、月一回以上定期的に実施しているカフェに交付しています。

補助金はカフェの実施回数により上限額がありますが、講演会等の講師謝礼や消耗品の購入経費等、カフェ実施に必要な経費が対象となっています。

4　住まいと住まい方

⑴ 取組の背景

平成 25 年 12 月に実施された、第６期介護保険事業計画策定に係る介護保険ニーズ調査によると、元気高齢者層から要介護２までの高齢者、要介護３から要介護５までの高齢者とも約３割が「介護保険の在宅サービスを利用し、自宅で生活したい」としています。また、元気高齢者層から要介護２までの高齢者では、「家族の介護を受けながら、自宅で生活したい」といった家族介護志向が約２割みられます。多くの人はできる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを望んでおり、さまざまなサービスの組合せや、地域での支え合いにより複層的に支えていく体制の構築が必要です。

住まいと住まい方は、地域包括ケアシステムの構築と、高齢者が地域で生活していく上で最も基本的な基盤であり、ひとり暮らし高齢者の増加が予想される中、「住まいと住まい方部会」では在宅の高齢者が安心して暮らしていける支援体制の充実に取り組みます。

⑵ 主な取組事項

1　見守り体制の拡充

2　既存住宅の安心・安全バリアフリー化の推進

3　相談機能の充実

⑶ 取組内容

①　見守り体制の拡充

国が構築をめざしている地域包括ケアシステムにおいて、高齢者の見守りは生活支援における重要な取組の一つとして位置付けられています。

板橋区では、年に１回民生委員により、区内の 70 歳以上の高齢者を対象とした、「高齢者見守り調査」を実施しています。平成 27 年４月から５月に実施した調査では、対象となる高齢者数 87,419 人対して、95.5%の 83,500 人を訪問調査し、支援が必要な方を適切な制度やサービスにつなげるなど成果をあげています。

また、調査によって、見守りが必要な方に対し、高齢者見守り対象者名簿への登録を勧奨するとともに、あわせて熱中症の注意喚起等の見守り活動を行っています。

高齢者見守り調査

実施時期：毎年４月～５月

概要：民生委員・児童委員が、自宅を訪問し、高齢者の孤立を防ぐとともに、福祉や介護などのサービスを必要とする方を、区や関係機関へ円滑につないでいます。

対象者：区内在住の７０歳以上の方で、主として、ひとり暮らしの方や、高齢者のみの世帯の方
平成２７年度調査対象者数　８７，４１９人

ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿

概要：緊急時などに、高齢者の方の安否確認などを、関係機関が連携して行うことができるよう、予めご本人と緊急連絡先の情報を区の名簿に登録しておく事業です。

対象者：原則として７０歳以上のひとり暮らしの方

名簿を共有する関係機関：区、地域包括支援センター、警察、消防、
民生委員・児童委員

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実績	5,869 人	5,703 人	6,082 人

高齢者の見守りに関する高齢福祉サービス事業の普及にも取り組んでいます。リズムセンサー付き緊急通報システムや、高齢者電話訪問等により区のサービス提供による見守りも実施しています。

しかしながら、平成 27 年８月に、板橋区内の高齢者３姉妹が熱中症により死亡した事故がありました。見守り対象者に対して、見守りを行う効果的な時期、方法等を検討していきます。

一方、行政の支援や民生委員、事業者による見守りだけでは限界があることから、平成 26 年度から、「ゆるやかご近助さん養成講座」（社会福祉協議会委託事業：P38 参照）を実施しています。町会・自治会、老人クラブ、福祉の森サロン等の方々による、地域の緩やかな見守りの担い手を養成することで、見守り体制の強化に取り組んでいます。

高齢者電話訪問

概要：高齢者電話相談センターが、週１回または２回の定期的な電話訪問をし、安否を確認します。

対象者：６５歳以上の方だけの世帯で、近隣に親族が居住していないために電話訪問により定期的な安否の確認を希望する方

実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	466 人	460 人	403 人
延電話訪問件数	24,349 人	23,269 人	21,281 人

リズムセンサー付き緊急通報システム

概要：自宅内で、緊急時に専用通報機またはペンダントを押したとき、または、生活リズムセンサーが異常を感知したときに民間緊急通報システム事業者に通報されます。事業者の看護師などのスタッフが２４時間体制で対応し、緊急の場合に１１９番通報するとともに、現場スタッフが出動します。

対象者：６５歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯または日中独居世帯（同居の方が週５日以上、かつ通勤時間を含む１日８時間以上の就労があり、独居状態が１日８時間以上続く方）

・生活リズムセンサー
　熱感知センサーで、人間の体温や動きを感知します。２４時間の中で活動量を計測し、活動量が一定の基準値に達しないと、自動的に事業者に通報が入ります。

実績	平成 26 年度
	258 人

ゆるやかご近助さん養成講座

概要：行政の支援だけでなく住民同士が気遣いあい、困った時に助け合えるような地域社会づくりが求められます。本講座によって、地域で「緩やかな見守り」を担う人材の育成・確保をし、地域で支え合いながら、いつまでも住み続けられる地域社会を構築します。

研修対象者：地域団体（町会・自治会、マンション管理組合、商店街、老人クラブ、福祉の森サロン等）

平成２６年度実績	回数	参加者
（１）地域見守り活動支援研修	35 回	1,127 人
（２）フォロー・ステップアップ研修	１回	197 人

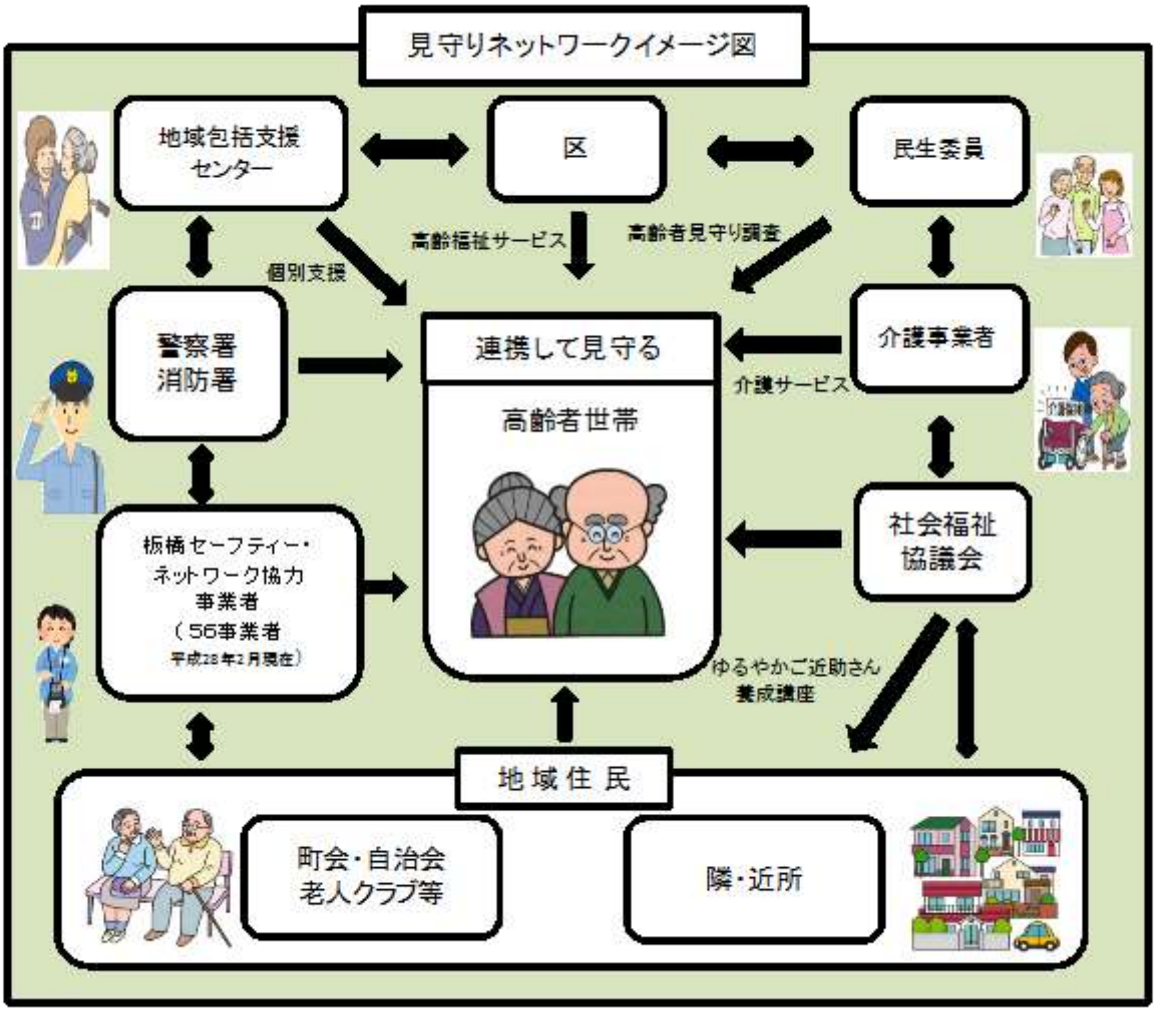

②　既存住宅の安心・安全バリアフリー化の推進

高齢になると身体状況の変化により、これまでの住まいにそのまま住み続けることが困難になります。要介護状態になっても、在宅で生活するために、住宅改修や福祉用具を活用することが効果的です。区では、高齢者住宅設備改修費を助成することで、転倒予防や介護予防、自立支援に資する住宅のバリアフリー化を推進しています。また、家具転倒防止事業により、地震の被害の軽減にも取り組んでいます。(P40 参照)

高齢者住宅設備改修費助成事業は、介護予防が必要と認められた高齢者に対して、手すりの取付けや段差解消等を行う介護予防住宅改修の助成と、主に要支援・要介護認定者に対し浅型の浴槽への取替えや車いすで使用できる洗面台の取替えなどの助成を行っています。効果的な住宅改修を行うためには、高齢者個々の身体機能や住環境の評価と、高齢者やその家族のニーズを確認した上での助言や調整が重要です。板橋区では、おとしより保健福祉センター職員の理学療法士、作業療法士が、ケアマネジャーや施工業者と同行訪問して技術支援を行っています。

また、高齢者の在宅生活を支えるバリアフリー化の具体的方法については高齢者や、ケアマネジャー等の支援者に周知することが重要です。そのため、おとしより保健福祉センターでは、ケアマネジャー、施工業者、病院・施設の理学療法士や作業療法士等を対象として「高齢者向け住宅改修関連事業者研修」を開催し、高齢者向け住宅改修の基本知識、住宅改修計画書の作成方法、介護保険を含む助成制度の概要などについて学ぶ研修会を開催しています。

また、高齢者やその家族への普及啓発として、ホームページに「高齢者のための住宅改修のポイント」を掲載するとともに、いたばし福祉用具フェアではミニ講座として住宅改修についての実演を行っています。

写真：福祉用具フェアでの講座の様子

今後増加する高齢者の在宅生活の基礎となる、住宅の安心・安全化を推進させるため、今後も高齢者及びその支援者向けに、更なる普及啓発に取り組みます。

家具転倒防止器具取付費用の助成

概要：寝室・居室等の家具に転倒防止器具（Ｌ字型金具等）を取付け、その費用を助成します。

対象者：65 歳以上の方のみの世帯

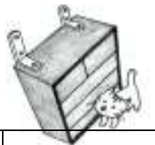

実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	117 件	13 件	54 件

高齢者住宅設備改修費助成

概要：介護予防や介護負担の軽減、自立した生活の支援を目的として行う、住宅改修工事の費用を助成します。

改　修　種　目		対　象
介護予防住宅改修	①　手すりの取付け ②　段差の解消 ③　滑りの防止等のための床材取換え ④　引き戸等への扉の取換え ⑤　洋式便器等への便器の取換え	要介護認定で非該当の方（認定から１年以内）介護予防が必要と認められる方
住宅設備改修	浴槽の取換え	介護予防が必要と認められる方 要支援１・２ 要介護１～5の方
	流しまたは洗面台の取換え ※原則として車いすのままで利用できる物に取り換える場合に限ります	要支援１・２ 要介護１～5の方

・高齢者住宅設備改修費助成事業実績

実績	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防住宅改修	99 件	96 件
浴槽の取換え	118 件	97 件
流しまたは洗面台の取替え	4 件	7 件

・高齢者向け住宅改修関連事業者研修参加者数

実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	57 人	50 人	60 人

③　相談機能の充実

近年、高齢者向けの住まいは多様化し、平成 23 年には住宅系の住まいとして「サービス付き高齢者向け住宅」が制度化されました。多様な住まいが提供され、選択肢が増える半面、住まいの違いがわかりにくいといった問題が生じているほか、入居時の説明不足による入居後のトラブルも発生しています。そのため、高齢者自身が、自分に適した住まいを見極めた上で、入居前に適切な説明を受け、納得した上で入居することが重要になっています。

部会では、高齢者向けの住まいの選び方等に関する研修会等を開催し、普及啓発を行います。平成 27 年度には、自宅で住み続けられる条件や、住み替え先としてのケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームの違い、留意すべきサービス内容、費用概要等について 40 名の区民を対象に研修を行いました。

さらに、平成 27 年 10 月、板橋区役所本庁舎北館に不動産業団体の協力を得て、住まいに関する新たな相談窓口として「板橋りんりん住まいるネット」を開設しました。新たな相談窓口の開設により、住まいに関する相談機能を充実しました。

板橋りんりん住まいるネット

概要：平成 27 年 10 月に板橋区役所本庁舎北館に住まいに関する新たな相談窓口を開設しました。宅地建物取引士の資格を持った相談員が、民間賃貸住宅の部屋探しのお手伝いをします。その場で物件探しを行い、情報提供します。見守り等のサービスのご相談もお受けします。

対象者：60 歳以上の高齢者世帯等

５　基盤整備

⑴　取組の背景

高齢者が地域で生活するための基盤となるのは、安心して暮らせる住まいの存在です。高齢者が必要とする多様な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることは、地域包括ケアシステムの前提となります。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた介護サービス基盤の適切な整備を行い、高齢者の安定居住の確保を図ります。

⑵　主な取組事項

１　地域密着型サービスの整備

２　都市型軽費老人ホーム拡大

３　サービス付き高齢者向け住宅の確保

⑶　取組内容

介護を要する高齢者が住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、地域密着型サービスの整備を進めます。

高齢者の安定居住の確保について、今後、高齢者の需要の高まることが予想される、都市型軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びシルバーピア（シルバーハウジング）について、都や関係部局との協議を踏まえ、ニーズに合わせた適切な施策に取り組んでいきます。現在の整備状況については以下のとおりです。

●地域密着型サービスにおける整備状況

（単位：か所）

	加賀	東板橋	仲町	小茂根	常盤台	上板橋	若木	徳丸	四葉	三園	成増	志村	前野	坂下	高島平	舟渡	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				1	1	1		1									4
夜間対応型訪問介護																	0
認知症対応型通所介護			2	3	1	2	3				1	1	3	4	1	1	22
小規模多機能型居宅介護				1	1			1	1					1	1		6
認知症対応型共同生活介護				1	1	3	2	2	5			1	1	2	2	2	22
特定施設入居者生活介護						1											1
介護老人福祉施設入所者生活介護																	0
複合型サービス																	0

※ 平成26年度末現在

●都市型軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備状況

	整備数（か所）	定員　（上段：人）（中下段：戸）
都市型軽費老人ホーム	２	３０
サービス付き高齢者向け住宅	１８	７５６
シルバーピア（シルバーハウジング）	４	８７
区立高齢者住宅（けやき苑）	１０	２８２

※ 都市型軽費老人ホームについては、平成２７年度９月末を表記
※ サービス付き高齢者向け住宅については、平成２７年度９月末現在の登録数を表記（東京都福祉保健局ホームページより）
※ シルバーピアについては、都営住宅、ＵＲ住宅の平成２７年度９月末現在を表記

① 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、一般の介護サービスとは異なり、区が地域の実情に合わせ主体となって展開していくサービスです。地域バランスを考慮し、各サービスとも未整備圏域を優先とした地域単位での適切な基盤整備を行っていきます。

なお、ここで記載する整備計画は、現行の 16 圏域に基づき計画された内容になりますが、今後は 19 圏域への移行を視野に入れ、計画を進めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	2
認知症対応型通所介護	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	3	1	1
認知症対応型共同生活介護	3	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	—	1	1

② 都市型軽費老人ホームの拡大

都市型軽費老人ホームとは、従来の軽費老人ホームを都市部向けに地価等を配慮し、設備・人員基準等を緩和して整備された施設で、平成 22 年度に創設されました。

都市型軽費老人ホームは、都の指針により介護老人福祉施設の整備において併設することが原則とされていることから、介護老人福祉施設の整備計画と連携して、拡大を図っていきます。

都市型軽費老人ホーム	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
整備計画数　（か所）	2	1	1
定員数　（人）	30	20	20

③ サービス付き高齢者向け住宅の確保

サービス付き高齢者向け住宅とは、バリアフリー構造を有し、ケアの専門家等が日中常駐するとともに、生活相談サービス、安否確認サービス、緊急時対応サービスの提供など、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅で、都道府県に登録されたものです。

区では、事業者が都へサービス付き高齢者向け住宅における整備事業補助金を申請する際に、低廉な家賃や区民入居者枠の設定等の基準を設けて、当該住宅の整備に対する同意を行うことにより、比較的低廉な家賃で入居できる住宅の確保を図っていきます。

シルバーピア（シルバーハウジング）

シルバーピア（シルバーハウジング）とは、緊急時の対応や安否確認等の生活支援を行うＬＳＡ（生活援助員）等を配置したバリアフリー化された公的賃貸住宅で、東京都が整備促進する事業です。都営住宅の建替えに合わせて、東京都と協議して整備の検討、要望等を図っていきます。

６　シニア活動支援

⑴　取組の背景

平成 26 年版高齢社会白書によると、65 歳を超えても収入を伴う就労を希望する高齢者は 50.4%に、そのうち「働けるうちはいつまでも働きたい」とする人は 25.7%に達し、65 歳以降も働く意欲のある人が多くいます。

また、高齢者が就労する理由をみると、「生活費を得たいから」が最も多くみられますが、仲間づくりや生きがいが得られるといった回答も３割前後となっており、低くありません。

少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少、高齢者人口の増加が見込まれるため、働き続けたいという高齢者の意欲を満たすとともに、高齢者が経験と能力を活用し就労することが、社会の活力を維持するためにも不可欠となっています。

また、就労支援に限らず、高齢者が住み慣れたまちで地域活動や社会貢献を行う仕組みづくりが求められています。

そのため、高齢者が地域社会でますます活躍できるよう、シニアの活動を支援するための様々な事業に取り組んでいくことが必要となっています。

⑵　主な取組事項

１　就労の機会の創出及び拡大に関する支援

２　シニアの社会参加及び活動支援

板橋区では、高齢者に情報提供、講座の実施等の支援を行い、高齢者が就労、地域活動、社会貢献を行うことによって活躍する、豊かな地域社会を目指します。

参照：板橋区シニア社会参画・社会貢献ニュース平成２７年５月発行

⑶ 取組内容

①就労の機会の創出及び拡大に関する支援

平成 27 年度は就労支援セミナーを３部構成で実施し、高齢者にさまざまな就労の機会についてご紹介しました。今後も高齢者の多様な就労ニーズに対する情報の提供、高齢者が就労をとおして地域で輝ける仕組みづくりを支援していきます。

《仕事紹介》

シルバー人材センターやアクティブシニア就業支援センター、東京都しごと財団と連携し、シニア世代に求められる仕事や活躍できる仕事についてご紹介します。平成 27 年度は８月にセミナーを開催しました。今後も、同様のセミナーを継続していく予定です。

《ＣＢ（コミュニティビジネス）創業支援》

コミュニティビジネスは、地域資源を活かしながら地域の課題を「ビジネス」の手法で解決するものです。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用を創出するとともに、高齢者の働きがいや生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

平成 27 年度は９月と 12 月にセミナーを実施し、コミュニティビジネスに関心を持つ担い手候補の発掘等を行いました。今後も、コミュニティビジネスの浸透に努め、高齢者がコミュニティビジネスに関わる機会の創出に取り組みます。

《起業入門支援》

高齢者が持つ豊富な知識や経験、資格を活かした起業を支援します。

平成 27 年度はシニア世代からの起業について学んでもらう２回連続講座を 10 月に実施しました。区立企業活性化センターと連携し、シニア世代で起業をした経験者による講義や、起業に必要な基礎知識、融資制度を紹介しました。

今後も、就労形態のひとつに起業という選択肢があることや、企業活性化センターで起業に関わる相談ができることをご案内していきます。

② シニアの社会参加及び活動支援

既存事業においても、シニアのさらなる活躍を目指した支援に取り組みます。

《板橋グリーンカレッジの運営》

多様化・高度化するシニア世代の学習要求に応えるとともに、シニア世代の地域社会における活動を促進するために、地域について学びその課題解決にビジネスの手法をもちいて取り組むコミュニティビジネスのセミナーを開催しました。

平成 28 年度以降は、受講生の意識啓発や地域活動を促す仕組みづくりを行っていきます。

《板橋区老人クラブの活動支援》

老人クラブは、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、シニア世代の生活を豊かなものにすることを促進するため、新たな入会希望者を募っています。そこで、老人クラブのいきいきとした活動内容をＰＲするため、いたばし健康まつりに参加しました。今後は、区民イベントスペースでのＰＲ展示等を検討、実施に向けて準備を行っています。

《シニアのための地域入門体験講座》

講義と体験実習を通じて多様な地域活動やボランティア活動を学ぶことにより、シニア世代の地域活動への理解と参加を促進することを目的として平成 19 年より実施しています。過去の受講生同士のつながりを活かし、新たな社会参加活動への取組について情報提供及び連携を図っていきます。

《シニアの絵本読み聞かせ事業》

社会貢献に資する活動を行うシニア世代の支援・育成を図る目的で、今年度から講座等を実施しています。講座受講後も地域で社会貢献活動を行うための支援策を検討します。

1　取組の推進体制

(1) 現在の体制

板橋区版ＡＩＰを実現するには、区民・事業者・行政、そのほか関係機関や地域などのさまざまな主体が、相互の連携や協働によって推進していく必要があります。

これまでの推進体制としては、平成 21 年度から「板橋区地域ケア運営協議会」を設置し、区民・事業者・行政等が連携し、地域ケアに関する取組の進捗状況を把握し、課題やその対応策を検討していくことで、地域ケアの推進に努めています。

また、行政内部においては、「地域ケア政策調整会議」を設置し、組織横断的に課題解決を図り、板橋区版ＡＩＰの構築に向けた取組を推進しています。

＜区民・事業者・行政等を含めた推進体制＞

名称	板橋区地域ケア運営協議会
構成	大学教授、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、介護保険サービス事業者、ＮＰＯ、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、町会連合会、公募委員、区職員
趣旨	高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい自立した生活が継続できるよう支援する地域ケアの推進を目的とする。
主な役割	地域ケアの推進を目的として、おとしより保健福祉センター及び地域包括支援センターの事業の円滑な運営を図るため、協議・承認事項について決定する。

＜行政内部における推進体制＞P13 再掲

名称	地域ケア政策調整会議
構成	健康生きがい部長、おとしより保健福祉センター所長、長寿社会推進課長、介護保険課長、健康推進課長、志村健康福祉センター所長、赤塚福祉事務所所長、住宅政策課長、事務局：おとしより保健福祉センター地域ケア政策担当係長
趣旨	組織横断的に課題解決を図る内部調整組織として、板橋区版ＡＩＰの構築を目指す。
主な役割	各作業部会の総合調整・統括機関としての役割を担い、運営方法や部会からの協議事項について決定するとともに、進行管理を行う。
作業部会	①新しい総合事業　②医療・介護連携　③認知症施策　④住まいと住まい方 ⑤基盤整備　⑥シニア活動支援

⑵ 今後の推進体制

今後の推進体制としては、板橋区版ＡＩＰ構築に向けた取組の方向性や課題の共有・解決の場としての機能を有し、その中でそれぞれの実施主体が共通認識を持って有機的な連携を図るため、「（仮称）板橋区地域包括ケア推進協議会」を新たに設置し、より効果的な推進体制を整備します。

＜新設＞

名称	（仮称）板橋区地域包括ケア推進協議会
構成	大学教授、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、介護保険サービス事業者、ＮＰＯ、ボランティア、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、町会連合会、公募委員、区職員
趣旨	・高齢者が年を重ねて弱ってきても、安心して住み慣れたまちに住み続けることができる「板橋区版ＡＩＰの構築」に向けた取組の推進を目的とする。
主な役割	・板橋区版ＡＩＰ構築に向けた取組の方向性や課題の共有・解決の場としての機能とする。

２　取組の進行管理

板橋区版ＡＩＰ構築のために設定した取組目標や数値目標については、その達成に向けて、進捗状況を適宜把握する必要があります。

「（仮称）板橋区地域包括ケア推進協議会」及び「地域ケア政策調整会議」等の事務局を担うおとしより保健福祉センターを中心に、取組の進捗状況を点検・評価し、「（仮称）地域包括ケア推進協議会」や行政内部の会議に報告することで、適切な進行管理を行い、さらなる取組の充実を図ります。

【ＰＤＣＡサイクル】

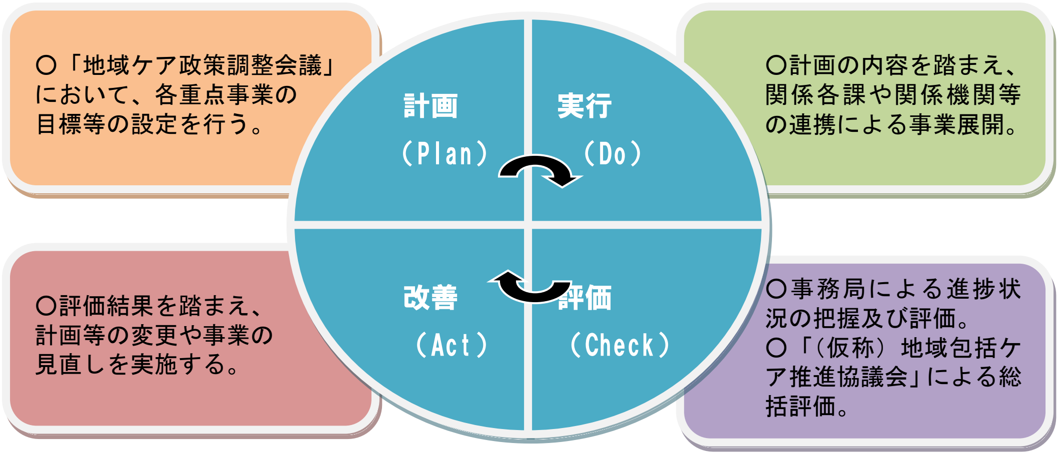

【推進体制イメージ】

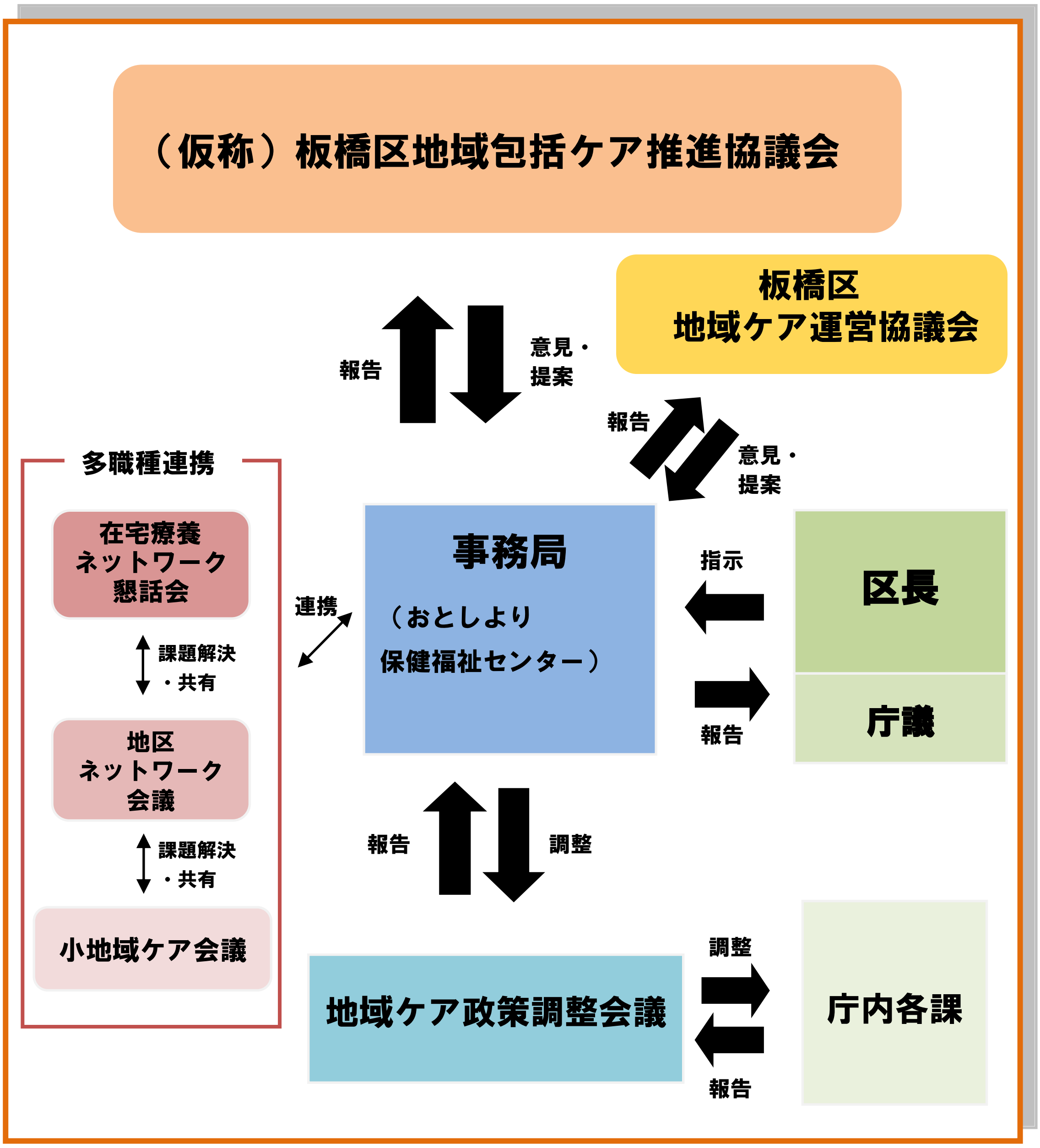

（仮称）板橋区地域包括ケア推進協議会
板橋区
地域ケア運営協議会
報告
意見・
提案
報告
意見・
提案
多職種連携
在宅療養
ネットワーク
懇話会
課題解決
・共有
地区
ネットワーク
会議
課題解決
・共有
小地域ケア会議
連携
事務局
（おとしより
保健福祉センター）
指示
報告
区長
庁議
報告
調整
地域ケア政策調整会議
調整
報告
庁内各課

１　取組の背景

現在、多くの地域住民が自宅での療養を望んでおり、板橋区版ＡＩＰを実現するためには、地域住民自身が在宅医療や介護、住まいのあり方について理解し、「自分ができること」「地域で取り組むこと」について考え、実践することが重要です。

住み慣れた我が家での生活を続けるためには、在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できる仕組みを築くことが前提となるため、これらの理解を深めていくことが課題となります。

そのため、下記の３つの「めざすすがた」に向け、関係機関と行政、地域が協力して、普及・啓発に取り組む体制を構築することが必要です。

２　めざすすがた

○板橋区版ＡＩＰに興味を持ち、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」「生きがい」をともに考えることのできる区民が増える。

○自分自身の健康と生活、家族の健康と生活、身近な人の健康と生活を考える区民が増える。

○自分の周りに「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」「生きがい」を必要とする人がいたら、情報提供や関係機関へつなぐことができる区民が増える。

３　主な取組事項

１　日常生活圏域ごとのワークブックの作成

２　日常生活圏域ごとの区民向け勉強会の開催

３　講座・講演会の開催

４　地域ケア情報誌等を活用した普及・啓発活動の実施

４　取組内容

⑴ 日常生活圏域ごとのワークブックの作成

各圏域での、高齢者人口や要介護・要支援認定率、社会資源の整備状況等には違いがあり、圏域ごとのＡＩＰ構築のためには、地域の実情に応じた取組が必要です。

そこで、圏域ごとにＡＩＰ構築に向けたワークブックを作成し、圏域の実情に合わせた高齢者の状況や社会資源の整備状況等から浮かび上がる課題や必要な取組をわかりやすく示すことで、普及・啓発を図ります。

⑵ 日常生活圏域ごとの区民向け勉強会の開催

また、ワークブックの作成、配布だけではなく、圏域ごとの区民向け勉強会を開催し、地域住民が主体となって必要な取組について考える機会を設けることで、さらなる普及・啓発を図ります。

⑶ 講座・講演会の開催

普及・啓発に当たっては、行政だけでなく、板橋区医師会等の関係機関・関係団体による既存の講座等を把握したうえで、可能な限りこれらの取組を有効に活用します。

実際に、板橋区医師会では区と共催で区民公開講座を開催しており、在宅医療等の普及・啓発を行っています。

こうした取組を区が支援するとともに、区民の要望に応じた新たな講座・講演会を開催することで、より効果的に普及・啓発を図っていきます。

写真：板橋区医師会による区民公開講座の様子

⑷ 地域ケア情報誌等を活用した普及・啓発活動の実施

ＡＩＰ構築に関する地域ケア情報誌の作成や広報いたばし、ホームページ等を活用し、積極的に情報提供を行うことにより、広く区民に対して普及・啓発を行います。

【柏モデル】

○在宅医療情報誌「わがや」の発行

・平成 25 年度から通算７回発行（平成 28 年２月現在）

・全戸配布（各 13 万 6,500 部）

・医療、介護専門職及び地域の方々と共同で作成

柏市在宅医療情報誌「わがや」第６号　平成 27 年９月１日発行

※その他効果的な啓発（イベントなど）を検討し、実施します。

1　日常生活圏域

(1) 16 圏域（現在）

包括名	担当区域
加賀	加賀 1 丁目、板橋 1～4 丁目、大山東町、熊野町、大山金井町
東板橋	加賀2丁目、稲荷台、本町、仲宿、大和町、氷川町、栄町
小茂根	大谷口1～2丁目、大谷口上町、大谷口北町、向原1～3丁目、小茂根1～5丁目
常盤台	常盤台1～3丁目、南常盤台1～2丁目、双葉町、富士見町
仲町	大山町、幸町、南町、中丸町、大山西町、弥生町、仲町、中板橋
上板橋	上板橋1～3丁目、桜川1～3丁目、常盤台4丁目、東新町 1～2 丁目、東山町
若木	若木1～3丁目、中台1～3丁目
徳丸	西台1～4丁目、徳丸1～3丁目
四葉	赤塚1･7･8丁目、赤塚新町 1 丁目、大門、徳丸4～8丁目、四葉1～2丁目
成増	赤塚3丁目、赤塚新町2･3丁目、成増1～4丁目
三園	赤塚2･4･5･6丁目、成増5丁目、三園1丁目
志村	志村1～3丁目、小豆沢1～4丁目、蓮沼町、清水町
前野	前野町1～6、大原町、泉町、宮本町
坂下	蓮根1～3丁目、坂下1～3丁目、相生町、東坂下1～2丁目
舟渡	舟渡1～4、新河岸1～3、高島平7～9
高島平	高島平1～6丁目、三園2丁目

⑵ 18 圏域（平成 28 年度から）

包括名	担当区域（予定）
加賀	加賀1・2（1 番～5 番、12 番～18 番）、板橋1・2（1 番～17 番、22 番～53 番、56 番～69 番）・3・4、大山東町（17 番、19 番、21 番～25 番、28 番、30 番～55 番）
熊野	板橋2（18 番～21 番、54 番、55 番）、大山金井町、大山東町（1 番～16 番、18 番、26 番、27 番、29 番）、熊野町、中丸町、幸町（1 番～6 番）、南町
東板橋	加賀2（6 番～11 番、19 番～21 番）、稲荷台、本町、仲宿、大和町、氷川町、栄町
小茂根	大谷口1・2、大谷口上町、大谷口北町、向原1～3、小茂根1～5
常盤台	常盤台1～3、南常盤台1・2、双葉町、富士見町
仲町	大山町、幸町（7 番～66 番）、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町（20 番、56 番～60 番）
上板橋	上板橋1～3、桜川1～3、常盤台4、東新町1・2、東山町
若木	若木1～3、中台1～3、西台1・2（1 番～30 番 4 号、41 番、42 番）・3（1 番～46 番、48 番～54 番）・4
徳丸	西台2（30 番 5 号～16 号、31 番～40 番）・3（47 番、55 番～57 番）、徳丸1～8、四葉1（1 番～3 番(3 番 10 号を除く)）
四葉	赤塚1・2・5（1 番～17 番）・6～8、赤塚新町1～3、大門、四葉1（3 番 10 号、4 番～31 番）・2
成増	赤塚3・4・5（18 番～36 番）、成増1～4
三園	高島平4～6、成増5、三園1・2、新河岸3
志村	志村1～3、小豆沢1～4、坂下1（1 番～26 番、28 番）、相生町（1 番～12 番 11 号、13 番～16 番）、東坂下1
清水	清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町
前野	前野町1～6
坂下	蓮根1～3、坂下1（27 番、29 番～41 番）・2・3、相生町（12 番 12 号と 13 号、17 番～26 番）、東坂下2
舟渡	舟渡1～4、新河岸1・2、高島平7～9
高島平	高島平1～3

⑶ 19 圏域（平成 31 年度から（予定））

包括名	担当区域（予定）
加賀	加賀1・2（1 番～5 番、12 番～18 番）、板橋1・2（1 番～17 番、22 番～53 番、56 番～69 番）・3・4、大山東町（17 番、19 番、21 番～25 番、28 番、30 番～55 番）
熊野	板橋2（18 番～21 番、54 番、55 番）、大山金井町、大山東町（1 番～16 番、18 番、26 番、27 番、29 番）、熊野町、中丸町、幸町（1 番～6 番）、南町
東板橋	加賀2（6 番～11 番、19 番～21 番）、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町
大谷口	大谷口1・2、大谷口上町、大谷口北町、向原1～3、小茂根1・2
小茂根	小茂根3～5、東山町、東新町2、桜川1～3
富士見	本町、大和町、双葉町、富士見町
仲町	大山町、幸町（7 番～66 番）、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町（20 番、56 番～60 番）
上板橋	上板橋1～3、常盤台1～4、南常盤台1・2、東新町1
若木	若木1～3、中台1～3、西台1・2（1 番～30 番 4 号、41 番、42 番）・3（1 番～46 番、48 番～54 番）・4
徳丸	西台2（30 番 5 号～16 号、31 番～40 番）・3（47 番、55 番～57 番）、徳丸1～8、四葉1（1 番～3 番(3 番 10 号を除く)）
四葉	赤塚1・2・5（1 番～17 番）・6～8、赤塚新町1～3、大門、四葉1（3 番 10 号、4 番～31 番）・2
成増	赤塚3・4・5（18 番～36 番）、成増1～4
三園	高島平4～6、成増5、三園1・2、新河岸3
志村	志村1～3、小豆沢1～4、坂下1（1 番～26 番、28 番）、相生町（1 番～12 番 11 号、13 番～16 番）、東坂下1
清水	清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町
前野	前野町1～6
坂下	蓮根1～3、坂下1（27 番、29 番～41 番）・2・3、相生町（12 番 12 号と 13 号、17 番～26 番）、東坂下2
舟渡	舟渡1～4、新河岸1・2、高島平7～9
高島平	高島平1～3

２ 重点事業の予算額

◆総予算額
【平成27年度】一般会計：262，871，864円　介護特会：　　61，340，282円
【平成28年度】一般会計：236，568，498円　介護特会：1，381，544，954円

	主な取組事項	平成27年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	備考
１ 新しい総合事業	①現行相当サービス・緩和した基準によるサービスの整備	―	介護特会 1，279，462，000円	訪問型：国基準　433,054,000円 緩和型　85,987,000円 通所型：国基準　658,327,000円 緩和型　102,094,000円
	②住民主体サービスの実施に向けた準備	―	介護特会 600，000円	
	③介護予防の取組強化に向けたリハビリテーション専門職の活用	介護特会 693，000円	介護特会 1，819，000円	
	④生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置	介護特会 5，000，000円	介護特会 20，000，000円	
２ 医療・介護連携	①顔の見える関係づくり	―	介護特会 1，000，000円	
	②在宅医療の体制づくり	―	―	予算の必要性は今後検討。
	③病院と地域医療の連携	―	―	平成28年度については、会議開催が主な取組となる。
	④情報共有システムの構築	―	―	平成29年度運用開始を目指し、準備を進めている。
	⑤医療・介護資源マップの作成	―	―	GISについてはすでに導入している。
３ 認知症施策	①認知症初期集中支援事業の試行的実施	（試行的実施予算額） 介護特会　90，600円	介護特会 1，125，986円	平成28年度から認知症初期集中支援事業実施
	②標準的な認知症ケアパスの構築	介護特会 338，840円	介護特会 556，600円	
	③認知症カフェの拡充	一般会計 276，800円	一般会計 5，782，000円	
	④若年性認知症家族交流会の設置	―	―	立ち上げのための準備会や家族交流会の実施について、職員が直接支援している。

	主な取組事項	平成27年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	備考
4 住まいと住まい方	①見守り体制の拡充	一般会計 33，857，932円 介護特会 4，859，424円	一般会計 52，795，120円 介護特会 4，866，912円	＜内訳＞ 平成27年度 （一般会計）見守りネットワーク：5,613,881円 緊急通報システム：28,244,051円 （介護特会）電話訪問：4,859,424円 平成28年度 （一般会計）見守りネットワーク：11,556,956円 緊急通報システム：41,238,164円 （介護特会）電話訪問：4,866,912円
	②既存住宅の安心・安全バリアフリー化の推進	一般会計 25，775，000円	一般会計 26，675，000円	
	③相談機能の充実	一般会計 1，000，000円	一般会計 1，000，000円	
5 基盤整備	①地域密着型サービスの整備	一般会計 140，000，000円	一般会計 196，000，000円	地域密着型サービス拠点施設整備費助成経費
	②都市型軽費老人ホームの拡大	一般会計 111，890，000円	一般会計 6，200，000円	都市型軽費老人ホーム整備費助成経費
	③サービス付き高齢者向け住宅の確保	—	—	民間事業者が国や都からの補助金で設置しており、区では補助事業を実施していない。
6 シニア活動支援	①就労の機会の創出及び拡大に関する支援	一般会計 206，250円	一般会計 12，736，400円	
	②シニアの社会参加及び活動支援	一般会計 224，300円	一般会計 2，494，434円	
区民に対する普及・啓発	①日常生活圏域ごとの区民向け勉強会の開催 ②講座・講演会の開催 ③地域ケア情報誌等を活用した普及・啓発活動	—	介護特会 5，000，000円	

3　地域ケア政策調整会議検討経過

⑴ 検討体制

①地域ケア政策調整会議（設置日：平成 27 年５月 11 日）

氏名	所属
（会長） 藤田　浩二郎	健康生きがい部長
（副会長） 永野　　護	おとしより保健福祉センター所長
久保田　義幸	長寿社会推進課長
丸山　　弘	介護保険課長
平岩　俊二	健康推進課長
松本　和也	志村健康福祉センター所長
代田　　治	赤塚福祉事務所長
石橋　千広	住宅政策課長

②地域ケア政策調整会議作業部会

部会	№.	所属	係名
①新しい総合事業部会			
	1	介護保険課	管理相談副係長
			介護予防係長
	2	長寿社会推進課	計画調整係
			施設整備係
	3	志村健康福祉センター	保健指導係長
	4	おとしより保健福祉センター	地域ケア推進係長
			介護普及係長
	5	社会福祉協議会 （生活支援コーディネーター）	
②医療・介護連携部会			
	1	おとしより保健福祉センター	地域ケア政策担当係長
			地域ケア推進係
	2	健康推進課	管理係長
	3	志村健康福祉センター	保健指導副係長
③認知症施策部会			
	1	おとしより保健福祉センター	認知症施策推進係長
	2	志村健康福祉センター	保健指導副係長
	3	赤塚福祉事務所	総合相談係長
④住まいと住まい方部会			
	1	おとしより保健福祉センター	介護普及係長
			志村高齢者相談係長
			地域ケア推進係
	2	住宅政策課	住宅政策推進グループ係長
	3	赤塚福祉事務所	総合相談係長
⑤基盤整備部会			
	1	長寿社会推進課	施設整備係長
	2	介護保険課	管理相談係
⑥シニア活動支援部会			
	1	長寿社会推進課	シニア活動支援係長
			シニア活動支援係
	2	シルバー人材センター	
	3	社会福祉協議会	

⑵ 検討経過

日時	会議名	内容
平成27年 4月27日(月)	地域ケア政策調整会議 準備会	地域ケア政策調整会議のあり方について
5月12日(火)	第1回地域ケア政策調整会議	地域ケア政策調整会議及び各作業部会のあり方について
5月12日(火)	第1回作業部会全体会	各作業部会のあり方について
8月11日(火)	第2回作業部会全体会	各作業部会の進捗状況について
8月20日(木)	第2回地域ケア政策調整会議	各作業部会の進捗状況について
11月5日(木)	第3回作業部会全体会	・各作業部会の進捗状況について ・報告書の作成について
11月13日(金)	第3回地域ケア政策調整会議	・各作業部会の進捗状況について ・報告書の作成について
12月7日(月)	地域ケア政策調整会議 第1回臨時会	報告書(案)について
12月25日(金)	地域ケア政策調整会議 第2回臨時会	報告書【概要版】(案)について
平成28年 1月6日(水)	地域ケア政策調整会議 第3回臨時会	報告書(案)追加項目の確認について
1月18日(月)	地域ケア政策調整会議 第4回臨時会	報告書(案)最終確認について